

# 第1章 災害応急対策計画

## 第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

### 第1 災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、身延町災害対策本部を設置する。

#### 1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を要する場合で、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が町域に発生したとき。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (5) 富士山に噴火警報（レベル5：避難）が発表されたとき。
- (6) 町長が必要と認めるとき。

#### 2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

#### 3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
各 部 班	庁内放送、町防災行政無線、電話、衛星携帯電話
下 部 、 身 延 各 支 所	町防災行政無線、電話、FAX、衛星携帯電話
県 災 害 対 策 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
峡 南 地 域 県 民 セ ン タ ー	県防災行政無線、電話、FAX
峡 南 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
南 部 、 富 士 吉 田 各 警 察 署	電話、連絡員、FAX
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話、FAX
町 内 関 係 機 関	町防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	町防災行政無線、広報車、口頭（区長等を通じて）
報 道 機 関	電話、口頭、文書、FAX

#### 4 災害対策本部の設置場所

身延町役場本庁舎に設置し、県の現地災害対策本部の受入場所も同様とする。また、下部支所及び身延支所に地区連絡本部を設置する。ただし、本庁舎が被災し、拠点を移すことが妥当と考えられる場合は、両支所のうち利用可能な施設へ本部を移すこととする。

〈代替場所〉

名 称	所 在 地	電 話 番 号
下部支所	身延町常葉1093	0556—36—0011
身延支所	身延町梅平2483—36	0556—62—1111

資料編 ○市町村災害対策本部等設置状況

5 本部長職務代理者の決定

- (1) 本部長（町長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、副本部長（副町長・教育長）が職務を代理する。
- (2) 本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）がともに不在の場合は、総務課長が職務を代理する。
- (3) 本部長職務代理者の順位は、
  - ア 副町長
  - イ 教育長
  - ウ 総務課長
 とし、いずれも不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が職務を代理する。

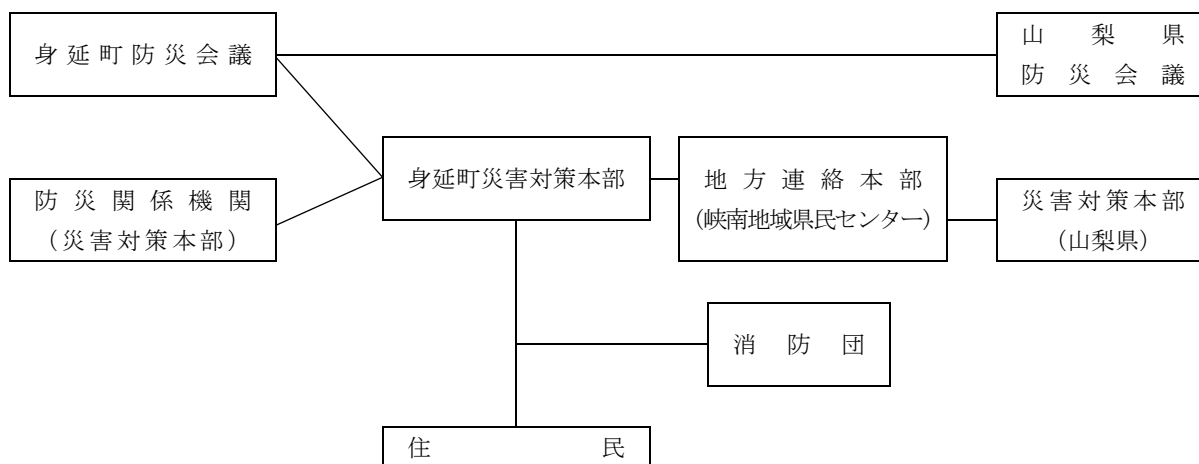
資料編 ○身延町災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織

1 災害対策本部組織及び分掌事務図

災害対策本部の組織図及び分掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

〈身延町防災組織系統図〉



2 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部には部長、班には班長を置く。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の事項について主に次のような協議を行うものとする。
  - ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
  - イ 動員配備体制に関すること。
  - ウ 各部員の連絡調整事項の指示に関すること。

- エ 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整に関すること。
- カ 物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出に関すること。
- キ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ク 緊急輸送道路の確保に関すること。
- ケ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- コ 災害救助法の適用要請に関すること。
- サ 他市町村への応援要請に関すること。
- シ その他災害に関する重要な事項

- (4) 部長は、当該部の所属事項について応急対策にあたる。
- (5) 部長に属する担当の職員は、部員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (6) 分掌事務表に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

### 3 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

### 4 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、連絡員を派遣する等密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

### 5 町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、町庁舎等が被災したことにより、町が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

#### (1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡南地域県民センター）職員を本町に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

#### (2) 消防防災ヘリコプター

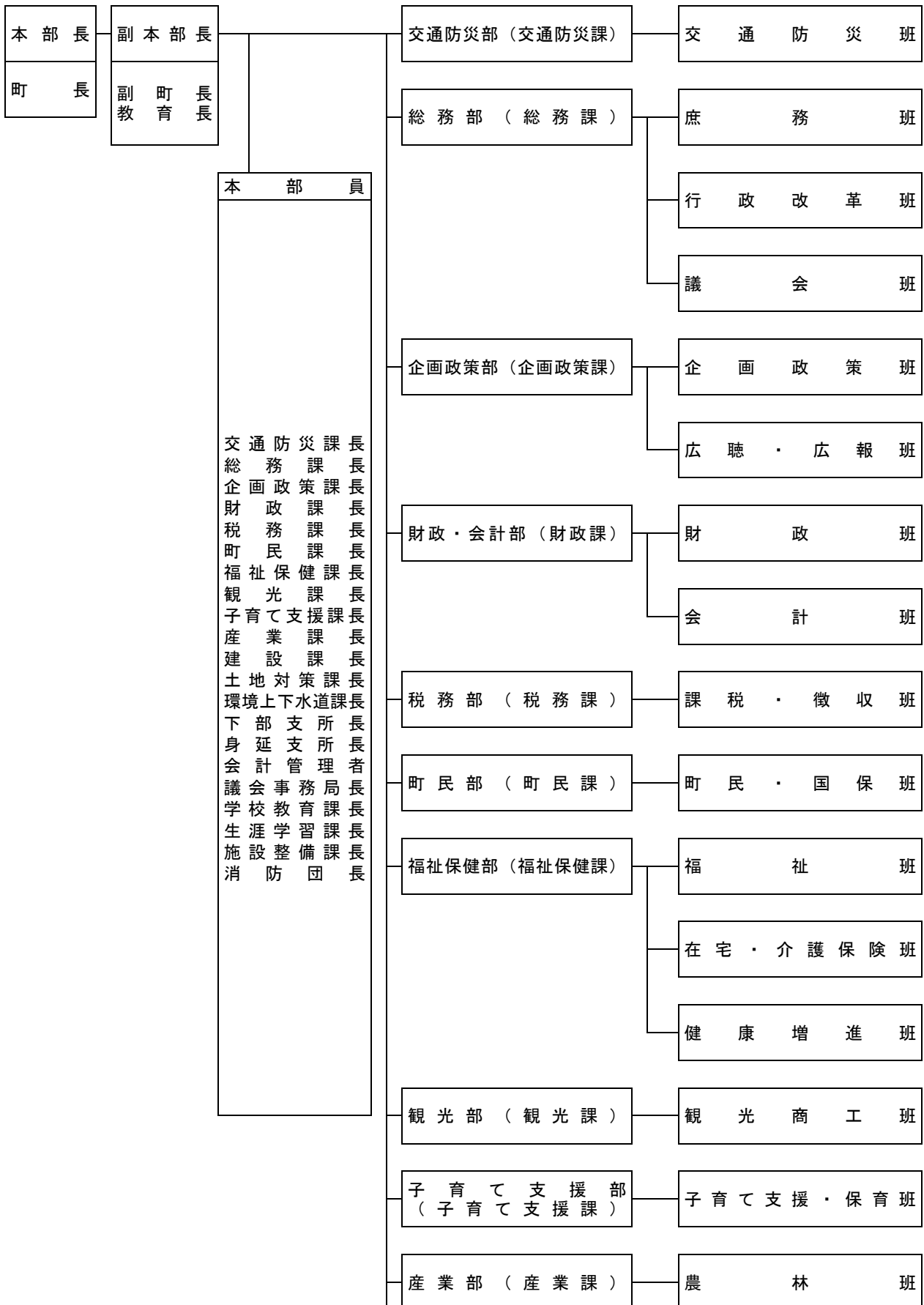
消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

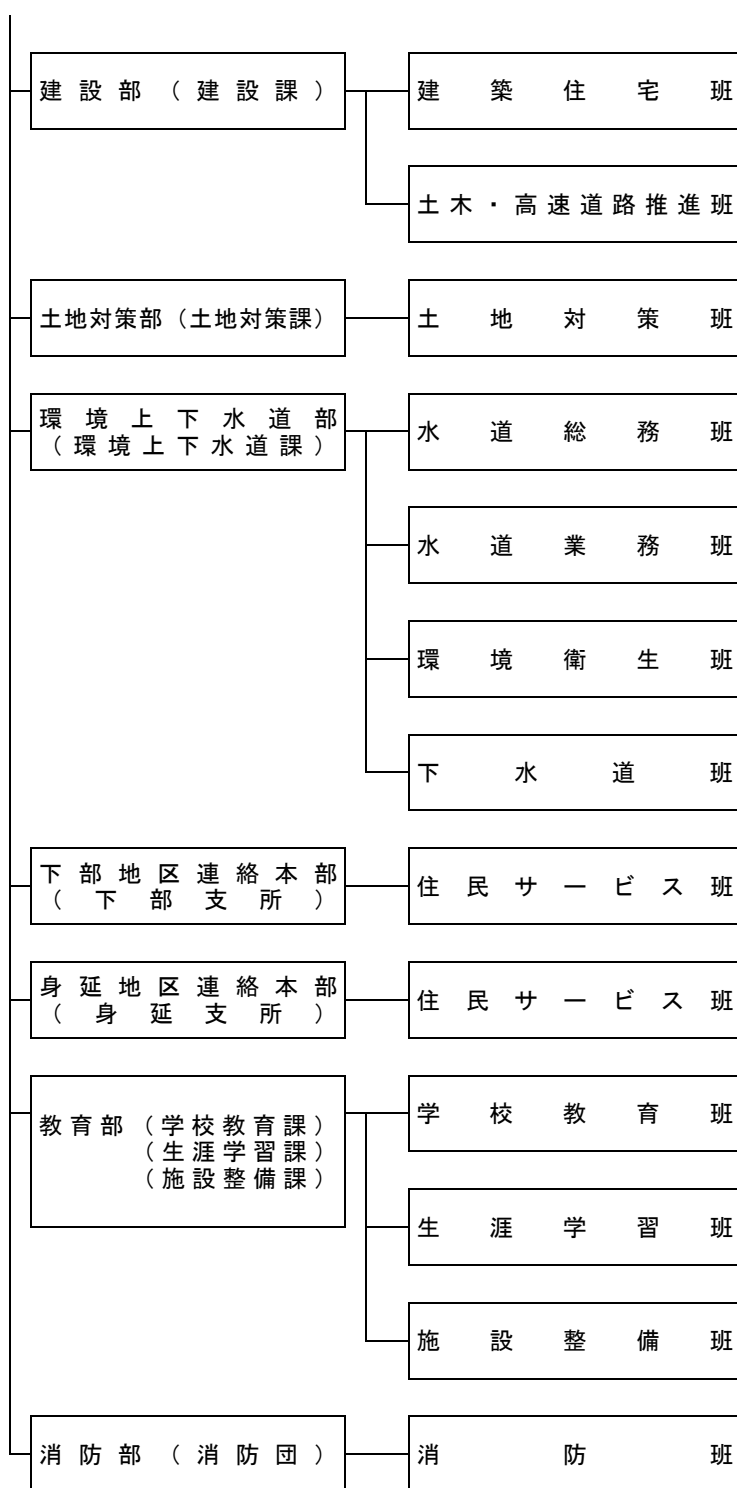
#### (3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

別表

1 身延町災害対策本部組織図





## 2 身延町災害対策本部分掌事務

部 名 (所属)	班 名	分 掌 事 務
交通防災部 (交通防災課)	交通防災班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部員会議に関すること。</li> <li>(2) 災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること。</li> <li>(3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令に関すること。</li> <li>(4) 警戒区域の設定に関すること。</li> <li>(5) 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関すること。</li> <li>(6) 災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。</li> <li>(7) 職員の動員及び配備に関すること。</li> <li>(8) 職員の安否確認に関すること。</li> <li>(9) 消防団との連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 県、他市町村等への応援要請に関すること。</li> <li>(11) 自衛隊への災害派遣要請に関すること。</li> <li>(12) 警察、関係機関、関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(13) 町営・庁用バスの運行、乗員・乗客の安全確保に関すること。</li> <li>(14) 災害救助法に関すること。</li> <li>(15) 住民等への情報伝達に関すること。</li> </ol>
総務部 (総務課)	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部長、副本部長の秘書に関すること。</li> <li>(2) 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。</li> <li>(3) 庁内放送に関すること。</li> <li>(4) 災害関係文書の印刷、受理、発送、保存等に関すること。</li> <li>(5) 交通防災班への応援に関すること。</li> <li>(6) 中富地域内の被害状況等の情報収集及び本部長への報告に関すること。</li> </ol>
	行政改革班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 下部支所、身延支所との連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 自主防災組織との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 各部との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 食料、生活必需物資及び救援物資の需給調整に関すること。</li> </ol>
	議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会との連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 交通防災班への応援に関すること。</li> </ol>
企画政策部 (企画政策課)	企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 復旧事業に関する総合調整に関すること。</li> </ol>
	広聴・広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 住民等への情報伝達（町ホームページ）に関すること。</li> <li>(3) 災害状況の記録、撮影及び統計に関すること。</li> <li>(4) 災害時におけるデータ保存に関すること。</li> <li>(5) 災害時における情報システムの管理及び応急対策に関すること。</li> </ol>
財政・会計部 (財政課)	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策の予算及び財政計画に関すること。</li> <li>(2) 本部活動の経理に関すること。</li> <li>(3) 町有施設、町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>(4) 町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関すること。</li> <li>(5) 緊急通行車両の確認申請等に関すること。</li> </ol>
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定金融機関及び収納代理機関に関すること。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 義援金の受け入れ、保管に関する事。</li> <li>(3) 災害の応急対策費の支払に関する事。</li> </ul>
税 務 部 ( 税 務 課 )	課 税 ・ 徴 収 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住家等一般被害の調査に関する事。</li> <li>(2) 災害による町税の減免、猶予等に関する事。</li> <li>(3) 災害による国民健康保険税の減免、猶予等に関する事。</li> <li>(4) り災証明に関する事。</li> </ul>
町 民 部 ( 町 民 課 )	町 民 ・ 国 保 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況の集計に関する事。</li> <li>(2) 被災者の要望等の受付に関する事。</li> <li>(3) 応急仮設住宅の入居者の受付に関する事。</li> <li>(4) 被災者名簿に関する事。</li> </ul>
福 祉 保 健 部 ( 福 祉 保 健 課 )	福 祉 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(2) 救援物資の受入れ、仕分け、配分に関する事。</li> <li>(3) ボランティアの受入れに関する事。</li> <li>(4) 文教施設以外の避難所の設置、運営支援に関する事。</li> <li>(5) 福祉避難所に関する事。</li> <li>(6) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 民生委員児童委員等との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	在 宅 ・ 介 護 保 険 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅寝たきり高齢者、障害者等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(2) 要介護認定者の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(3) 福祉班への応援に関する事。</li> <li>(4) 医療救護所の設置に関する事。</li> <li>(5) 被災者の医療看護に関する事。</li> <li>(6) 医療助産活動に関する事。</li> <li>(7) 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。</li> <li>(8) 避難所への巡回相談に関する事。</li> <li>(9) 感染症予防に関する事。</li> <li>(10) 被災住民に対する心のケア対策に関する事。</li> <li>(11) 医師会及び医療機関への協力要請に関する事。</li> <li>(12) 医薬品、医療用資器材の調達に関する事。</li> <li>(13) 中富保健福祉センターの管理運営に関する事。</li> </ul>
	健 康 増 進 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療救護所の設置に関する事。</li> <li>(2) 被災者の医療看護に関する事。</li> <li>(3) 医療助産活動に関する事。</li> <li>(4) 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。</li> <li>(5) 避難所への巡回相談に関する事。</li> <li>(6) 感染症予防に関する事。</li> <li>(7) 被災住民に対する心のケア対策に関する事。</li> <li>(8) 医師会及び医療機関への協力要請に関する事。</li> <li>(9) 医薬品、医療用資器材の調達に関する事。</li> <li>(10) 中富保健福祉センターの管理運営に関する事。</li> </ul>
観 光 部 ( 観 光 課 )	観 光 商 工 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光客等の安全確保、避難誘導等に関する事。</li> <li>(2) 観光施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(3) 商工業者の融資に関する事。</li> <li>(4) 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>(5) 商工業関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 避難所への物資等の移送に関する事。</li> </ul>

		(7) 買占め、売りしぶり対応に関する事。こと。
子育て支援部 (子育て支援課)	子育て支援・ 保育班 母子保健班	(1) 園児の安全確認に関する事。こと。 (2) 保育施設の被害調査及び応急対策に関する事。こと。 (3) 臨時保育所の開設に関する事。こと。 (4) 各保育施設との連絡調整に関する事。こと。 (5) 児童館・学童保育の利用者の安全に関する事。こと。 (6) 福祉班への応援に関する事。こと。 (7) 医療助産活動に関する事。こと。 (8) 医療救護所の設置・被災者の医療看護に関する事。こと等。
産業部 (産業課)	農林班	(1) 農林水産物、果樹及びその被害調査及び応急対策に関する事。こと。 (2) 農林水産施設の被害状況及び応急対策に関する事。こと。 (3) 備蓄食糧の確保に関する事。こと。 (4) 備蓄食糧の搬送に関する事。こと。 (5) 農業関係団体との連絡調整に関する事。こと。 (6) 家畜及び畜産施設の被害調査及び家畜伝染病の予防防疫に関する事。こと。
建設部 (建設課)	建築住宅班	(1) 町営住宅入居者の安否確認に関する事。こと。 (2) 町営住宅の被害調査に関する事。こと。 (3) 町営住宅の応急対策に関する事。こと。 (4) 町営町有住宅 被災入居者申請事務に関する事。こと。 (5) 応急仮設住宅建設に関する事。こと。 (6) 被災建築物の応急危険度判定に関する事。こと。 (7) 被災宅地の応急危険度判定に関する事。こと。 (8) 被災者の建築相談に関する事。こと。
	土木・ 高速道路推進班	(1) 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事。こと。 (2) 河川・砂防の被害調査及び応急対策に関する事。こと。 (3) 農林土木関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。こと。 (4) 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関する事。こと。 (5) 雨量・水位等の観測に関する事。こと。 (6) 危険箇所の警戒及び監視に関する事。こと。 (7) 交通規制に関する事。こと。 (8) 障害物の除去に関する事。こと。 (9) 災害用資機材の調達、確保に関する事。こと。 (10) 建設・土木業者等との連絡調整に関する事。こと。
土地対策部 (土地対策課)	土地対策班	(1) 法定外公共物の被害調査及び応急対策に関する事。こと。 (2) 福祉班への応援に関する事。こと。
環境上下水道部 (環境上下水道課)	水道総務班	(1) 水道復旧計画に関する事。こと。 (2) 節水、給水等の広報に関する事。こと。 (3) 他市町村との相互応援給水に関する事。こと。 (4) 部内の連絡調整に関する事。こと。
	水道業務班	(1) 水道施設の被害状況調査に関する事。こと。 (2) 応急給水に関する事。こと。 (3) 水源の確保に関する事。こと。 (4) 避難場所の給水設備等の点検整備に関する事。こと。 (5) 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事。こと。
	環境衛生班	(1) 災害時の処理埋葬に関する事。こと。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 災害時の環境衛生に関すること。</li> <li>(3) ねずみ族、昆虫の駆除に関すること。</li> <li>(4) 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。</li> <li>(5) 峡南衛生組合との連絡調整に関すること。</li> <li>(6) 不明犬に関すること。</li> </ul>
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道施設の復旧計画に関すること。</li> <li>(2) 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>(3) 仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>(4) 下水道工事業者との連絡調整に関すること。</li> </ul>
下部地区連絡本部 (下部支所)	住民サービス班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎等の安全確認・点検に関すること。</li> <li>(2) 支所内設備等の動作確認に関すること。</li> <li>(3) 下部地区連絡本部設置立上げ準備支援に関すること。</li> <li>(4) 救援・救護・火災通報等の受理、報告対応に関すること。</li> <li>(5) 下部地域内の被害状況等の情報収集及び本部長への報告に関すること。</li> <li>(6) 下部地区連絡本部の運営、統括、事務局に関すること。</li> <li>(7) 住民からの電話に対する応対等に関すること。</li> <li>(8) 施設設備の応急処置、仮設設営、医療救護所の開設補助に関すること。</li> <li>(9) 「下部奥の湯温泉」施設の被災状況確認に関すること。</li> <li>(10) 物資の調達に関すること。</li> <li>(11) 行政改革班との連絡調整に関すること。</li> <li>(12) 自主防災組織との連絡調整に関すること。</li> <li>(13) 各部との連絡調整及び分掌事務の補助に関すること。</li> <li>(14) 食料、生活必需物資、及び救援物資の需給調整に関すること。</li> <li>(15) 宿日直に関すること。(宿直は緊急臨時対応)</li> </ul>
身延地区連絡本部 (身延支所)	住民サービス班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎等の安全確認・点検に関すること。</li> <li>(2) 支所内設備等の動作確認に関すること。</li> <li>(3) 身延地区連絡本部設置立上げ準備支援に関すること。</li> <li>(4) 救援・救護・火災通報等の受理、報告対応に関すること。</li> <li>(5) 身延地域内の被害状況等の情報収集及び本部長への報告に関すること。</li> <li>(6) 身延地区連絡本部の運営、統括、事務局に関すること。</li> <li>(7) 住民からの電話に対する応対等に関すること。</li> <li>(8) 施設設備の応急処置、仮設設営、医療救護所の開設補助に関すること。</li> <li>(9) 「門野の湯」施設の被災状況確認に関すること。</li> <li>(10) 物資の調達に関すること。</li> <li>(11) 貸付事務所の業務継続・再開への支援に関すること。</li> <li>(12) 行政改革班との連絡調整に関すること。</li> <li>(13) 自主防災組織との連絡調整に関すること。</li> <li>(14) 各部との連絡調整及び分掌事務の補助に関すること。</li> <li>(15) 食料、生活必需物資、及び救援物資の需給調整に関すること。</li> <li>(16) 宿日直に関すること。(宿直は緊急臨時対応)</li> </ul>
教育部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育部各班の被害状況調査のとりまとめに関すること。</li> </ul>

(学校教育課) (生涯学習課) <u>(施設整備課)</u>		(2) 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 小・中学校の応急教育に関すること。 (4) 災害時における教職員の確保に関すること。 (5) 文教施設における避難場所の開設及び運営支援に関すること。 (6) 児童・生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 (7) 被災児童・生徒の保健管理に関すること。 (8) 被災児童・生徒の学校教育に関すること。 (9) 炊き出しに関すること。 (10) 炊き出しに伴う給食施設の管理に関すること。 (11) 各給食センターとの連絡調整に関すること。 (12) スクールバスの乗員・乗客の安全確保に関すること。
	生涯学習班	(1) 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 社会教育施設、図書館等の利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 (3) 社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (4) 文化会館、博物館等の施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 (5) 文化財及び施設の被害状況調査及び保護に関すること。 (6) 学校教育班、福祉班への応援に関すること。
	施設整備班	(1) 下部地区連絡本部及び教育部への応援に関すること。
消防部 (消防団)	消防班	(1) 住民への災害情報伝達に関すること。 (2) 消防・水防に関すること。 (3) 避難誘導・救出に関すること。 (4) 避難所開設の協力に関すること。 (5) 被害情報の収集及び報告に関すること。 (6) 遺体及び行方不明者の捜索に関すること。 (7) 災害の警戒及び防ぎよ活動に関すること。 (8) 消防・水防資材の保管に関すること。 (9) 被害地区並びに避難所の防犯・秩序維持に関すること。 (10) その他災害活動に関すること。

## 第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

### 第1 職員の配備基準

職員は、次の配備基準に従って、各配備につくものとする。

種別	配備時期	配備内容	配備人員	配備の要領
第1配備	震度4の地震が発生したとき。	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するもので、状況により第2配備に移行できる態勢とする。	1 町長、副町長、教育長のうち1名 2 次の所属は、2名以上の配備とする。 交通防災課、総務課、建設課、企画政策課、下部支所、身延支所  *上記以外の所属においても、被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。	交通防災課は、気象情報、地震情報を関係機関及び住民に連絡するとともに、情報の収集にあたる。
第2配備	震度5弱又は5強の地震が発生したとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢とする。	1 町長、副町長、教育長のうち1名 2 交通防災課は全員。 次の所属は、3名以上の配備とする。 総務課、建設課、企画政策課、下部支所、身延支所 ・上記以外の所属は、2名以上とする。	1 各部長は、情報の収集を強化するとともに状況に応じて逐次町長に報告すること。 2 交通防災課は、消防団との連絡を密にして状況に応じ、出動態勢をととのえる。
第3配備	災害対策本部を設置したとき、又は本部長（町長）が指示したとき。 震度6弱以上の地震が発生したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	全所属全職員の配備とする。	1 災害活動に全力を集中する。 2 各部長は、状況に応じて、逐次本部長に報告する。

(注) 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

### 第2 配備体制

#### 1 参集計画の策定

(1) 町長は、災害対策本部編成表に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定し、発震時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。

(2) 各課長等は、資料編に掲げる所属職員の動員名簿を作成し、町長に提出しなければならない。

資料編 ○動員名簿

(3) 各課長等は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記動員名簿に基づき資料編に掲げる動員個人表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

資料編 ○動員個人表

(4) 各課長等は、人事異動等により動員名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した動員名簿を町長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した動員個人表を送付する。

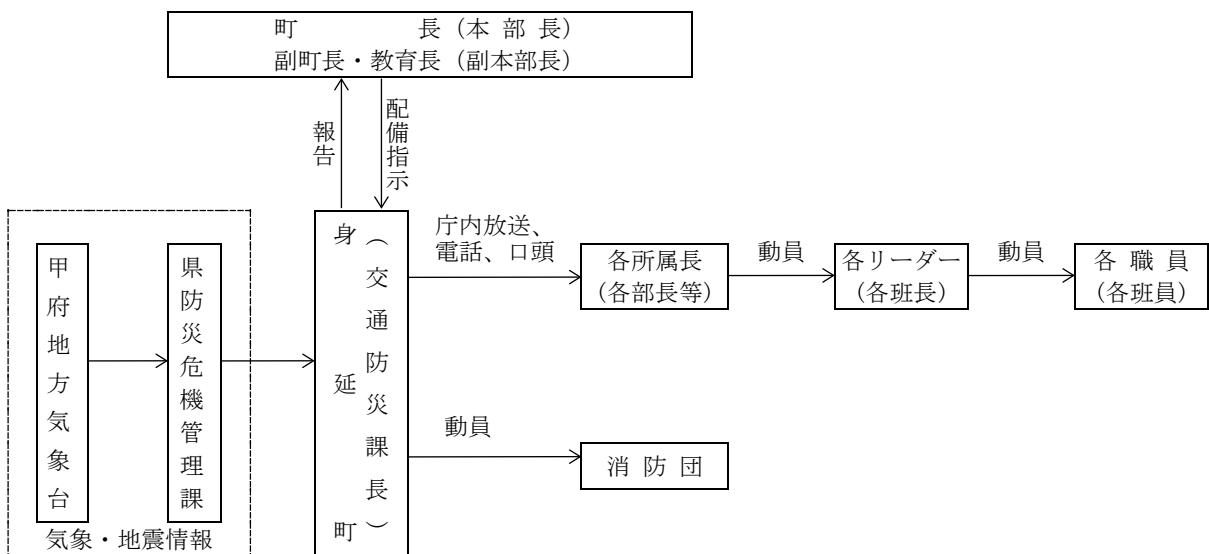
(5) 地震が発生したときは、職員は動員計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されない場合においても、動員名簿にかかわらず、先着した職員により必要な初動業務を行う。

2 勤務時間内における配備

(1) 動員伝達

ア 大規模な地震が発生した場合、交通防災部長は、本部長（町長）の指示により非常配備を各部長に伝達するとともに、庁内放送、電話等により徹底させる。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 各部長は、直ちに各班長に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



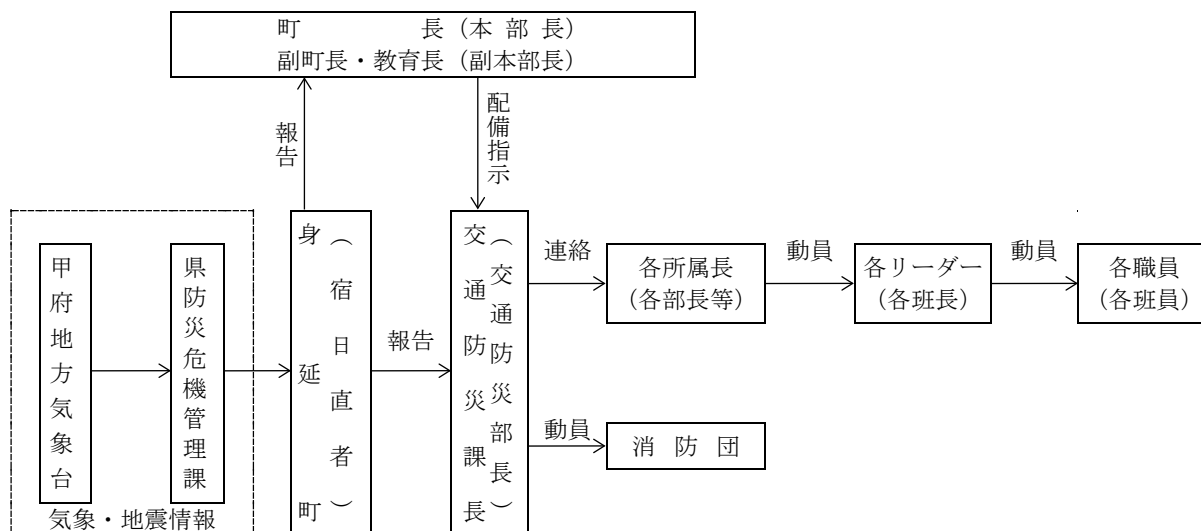
(2) 初動期における緊急措置

各部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各部長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

## 3 勤務時間外における配備



## (1) 町職員の対応

職員は、勤務時間外においても地震が発生し、被害が予測される時は、あらかじめ定める配置基準に基づき各所属勤務場所に速やかに参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

## (2) 宿日直者の対応

宿日直者は、町役場の被災状況等を確認し、交通防災課長に速やかに報告する。配備該当職員等が参集するまでの間は、地震情報の収集及び連絡に努める。

## (3) 参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかにあらかじめ定められた参集場所に参集するものとする。

なお、震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易でないため、必要により自主的に参集するものとする。

## (4) 緊急対策班の編成

大規模な地震等が発生し、職員の迅速な参集が困難な場合には、各庁舎の徒歩10分以内の地域に居住する職員を中心に、先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。

各班の災害応急活動に必要な要員が参集でき次第、緊急対策班を解除し、職員はあらかじめ定められた災害応急対策業務にあたるものとする。

## (5) 配備状況の報告

各部長は、所属班員の参集状況を記録し、交通防災部長を通じて本部長に適宜報告する。

## (6) 配備体制の移行

各部長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

## (7) 災害活動の相互援助

各部長は、自らの部以外の災害活動についても協力する。

## (8) 災害活動の報告

各班員は班内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

#### 4 参集時の留意事項

##### (1) 参集時の服装

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、食料（1～3日）等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

##### (2) 参集途上の措置

###### ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の被害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

###### イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

##### (3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所に行くことができないときは、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、最寄りの本町の機関、指定避難場所などの公共施設等に参集し、その旨を所属長に報告し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

### 第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察、関係機関等と連絡）
- 2 災害対策本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難地及び避難所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

時系列的事項	実 施 内 容
1 参 集 準 備	全職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人 命 救 助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、まず、人命救助を行い、その後各所属勤務場所へ参集する。
3 参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、各所属勤務場所に参集する。 (2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本町機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被 害 状 況 の 収 集	職員は参集する際に被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被 害 状 況 の 報 告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を交通防災部長または町民部長に集約する。
6 緊 急 初 動 体 制	先着した職員は、順次初動期に必要な業務（注）に当たる。
7 緊 急 初 動 体 制 の 解 除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

（注） 初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- （ア） 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察、関係機関等と連絡）
  - （イ） 災害対策本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ等）
  - （ウ） 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
  - （エ） 安全な避難場所への誘導
  - （オ） 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
  - （カ） 避難所及び救護所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
  - （キ） ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）
- （3） 動員対象から除外する職員
- ア 平常時における病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
  - イ 遠隔地公務出張者その他町長が認める者

### 第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

#### 第1 要請の範囲

町長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 町の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

#### 第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

##### 1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができるものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

##### 2 緊急運航基準

県による消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとなっている。

###### (1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

###### (2) 火災防ぎよ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎよ活動が有効と認められる場合

###### (3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合



## (4) 救急活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

**第3 緊急運航の要請**

町長は、消防防災航空隊に対して電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書によりFAXで行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧  
 ○ヘリコプター主要発着場一覧  
 ○消防防災航空隊出場要請書

**第4 受入れ体制**

緊急運航を要請した場合、町は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

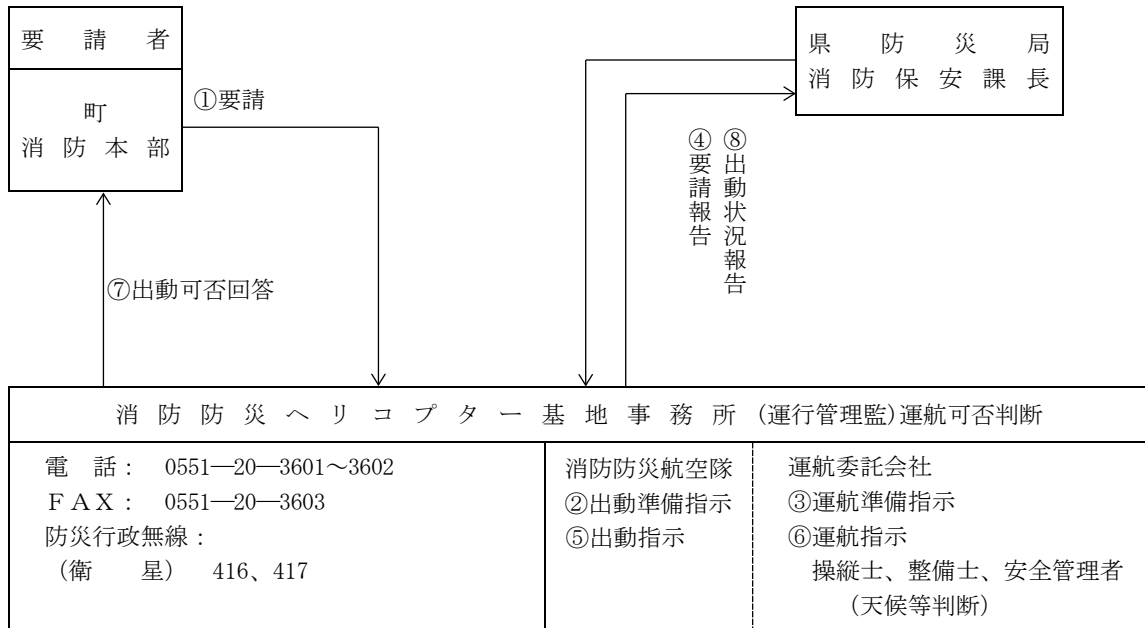
**第5 経費負担**

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

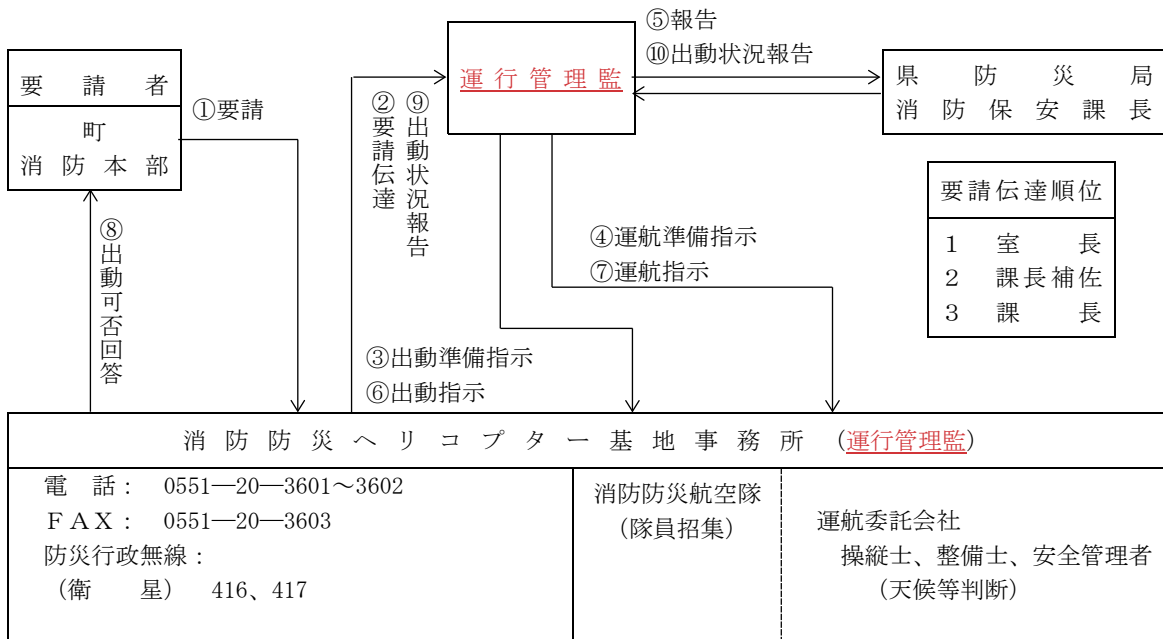
別表 1

伝 達 系 統 図

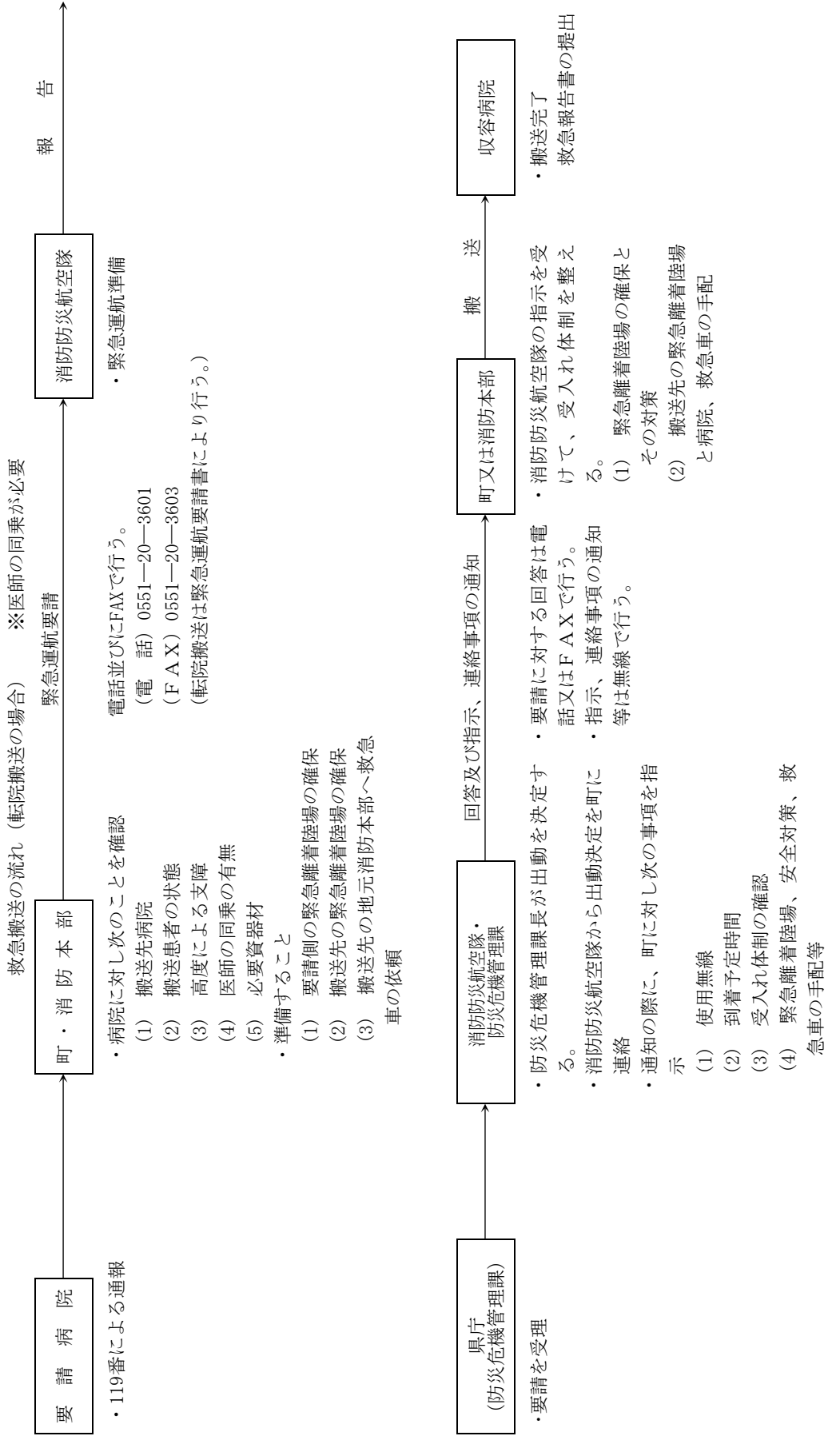
1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図

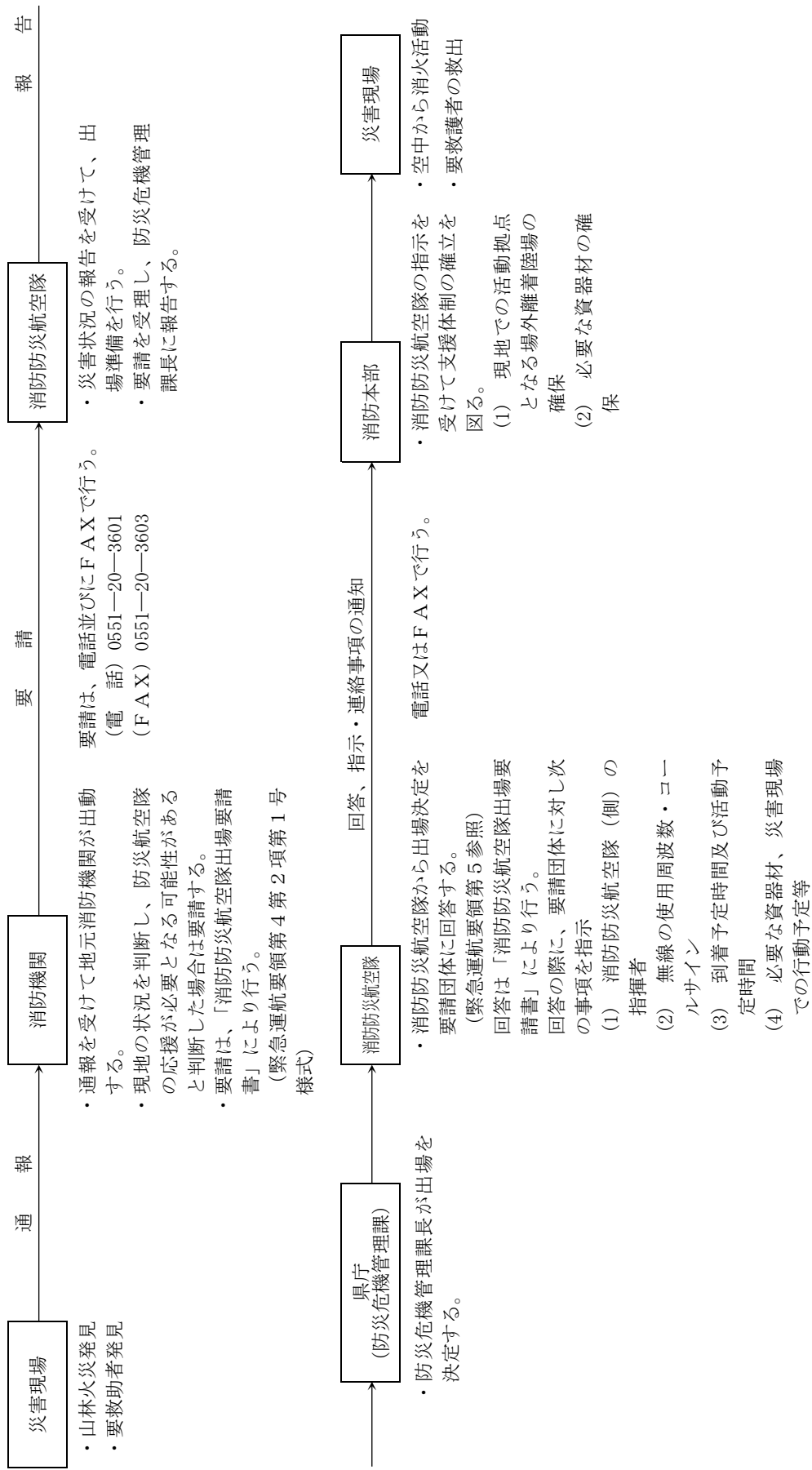


別表 2



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ  
(山林火災・人命救助の場合)



## 第4節 応援協力要請計画

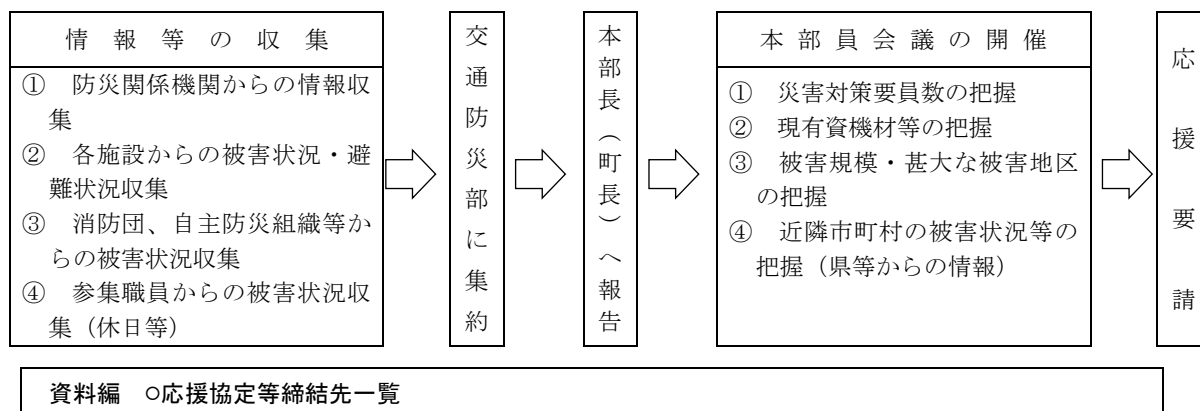
災害発生時に際し、町のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

### 第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

#### 応援要請決定フロー



### 第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

### 第3 職員の派遣

町は、県及び他市町村から応援要請を受けたときは、身延町災害支援本部を設置し、速やかに職員を派遣するよう努める。

なお、職員を派遣するときは、派遣先の地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

資料編 ○身延町災害支援本部設置要綱

### 第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)
  - (1) 派遣の斡旋を求める理由
  - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

## 第5 応援協定等に基づく要請

### 1 応援協定に基づく要請

町は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ公共団体と相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、関東町村会を構成する各都県町村会で締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

資料編 ○ 峡南広域消防相互応援協定書  
 ○ 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書  
 ○ 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定  
 ○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書  
 ○ 富士北麓災害時の相互応援に関する協定

### 2 郵便局に対する協力要請

町は、被災住民の避難先及び被災所状況の情報、また身延郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地が必要となった場合には、あらかじめ締結している覚書に基づき、身延郵便局に協力を要請するものとする。

資料編 ○ 災害時における身延郵便局、身延町間の協力に関する覚書

### 3 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

### 4 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

### 5 民間事業所等に対する協力要請

大規模災害が発生し、応急復旧の支援や救援物資等の応援が必要と判断した場合は、必要とする救援の種類に応じて、応援を求めるものとする。

また、県が民間事業所等と締結している協定もあるため、必要に応じて、県を通じて応援を求めるものとする。

資料編	○災害時の協力に関する協定
	○災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定書
	○災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書
	○災害時における物資供給に関する協定書
	○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書
	○アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定書
	○災害時における通信機材等の貸出に関する協定書
	○災害時要援護者の福祉避難所の受入れに関する協定書
	○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書
	○災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書
	○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
	○災害防災情報等の放送に関する協定書
	○災害時等における情報収集等に関する協定書
	○身延町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定
	○災害時における地図製品等の供給に関する協定書
	○災害時における応急活動の協力に関する協定書
	○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

## 第6 応援受入体制の確保

### 1 連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、交通防災部に連絡窓口を設置する。

### 2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、資料編に掲げるとおり、救援物資集積所を定めている。

資料編	○救援物資集積所一覧
-----	------------

### 3 受入れ体制の確立

町は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。

受入施設については、自衛隊が宿泊している施設以外の中から作業内容等を勘案して、適切な施設を選定する。受入れ体制は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○自衛隊宿泊予定施設一覧
-----	--------------

## 第7 広域一時滞在

### 1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、町や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第16節 避難計画 第17 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な町長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、町長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章「第16節 避難計画 第12 避難組織の整備」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必

要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

## 2 県内広域一時滞在

### (1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

#### ア 協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

#### イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の2第2項）

#### ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第6項）

#### エ 県内広域一時滞りの終了

町長は、県内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第7項）

### (2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

#### ア 協議の実施

町長は、広域一時滞りの必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

#### イ 受け入れ決定の通知等

町長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

#### ウ 県内広域一時滞りの終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第8項）

### (3) 知事からの助言



町長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(災害対策基本法第86条の6第1項)

### 3 県外広域一時滞在

#### (1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の町長及び知事の対応

##### ア 知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第1項)

##### イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

##### ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第9項)

##### エ 協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第10項)

##### オ 県外広域一時滞りの終了

町長は、県外広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第11項及び12項)

### 4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

#### (1) 知事から協議を受けた場合の対応

##### ア 被災住民の受け入れ

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第5項)

##### イ 受け入れ決定の通知等

町長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第6項及び7項)

##### ウ 広域一時滞りの終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第14項)

## 5 知事による協議等の代行及び特例

### (1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、町が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎをおこなう。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

### (2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より3(1)アの要求がない場合にあっても、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要が無くなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の5)

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

### 第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

### 第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、やむを得ない事態であると認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の 障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、 救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の 緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯、給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償 貸与、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安 又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

### 第3 災害派遣要請依頼要領等

#### 1 災害派遣要請の依頼

町長が、知事に災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急のときは電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、町長は、直接部隊に通知するものとする。この場合は、町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

##### (1) 一般災害派遣要請の場合

ア 提出（連絡）先 山梨県防災局防災危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

#### 緊急の場合の連絡先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第1特科隊第4中隊 (陸上自衛隊北富士駐屯地)	(0555) 84—3135 3136 (内線235又は238)	(0555) 84—3135 3136 (内線239)
	〈夜間〉 (0555) 84—3135 (内線280、302)	
	〈防災行政無線〉 (衛星系) 435 (地上系) 051	

資料編 ○自衛隊災害派遣要請依頼書

#### 2 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

### 第4 災害派遣部隊の受入れ体制

#### 1 他の機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

#### 2 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### 3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を交通防災課に設置するものとする。

### 4 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

#### (1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1 コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1 コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

#### (2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編 ○ヘリコプター主要発着場一覧  
○臨時ヘリポートの基準  
○自衛隊宿泊予定施設一覧

## 第5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

資料編 ○自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼書

## 第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

## 第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置

- (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
- (2) 警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
  - (1) 土地・建物等への立ち入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
  - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
  - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
  - (2) 町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
  - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

## 第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、町は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて情報の共有を図るものとする。

### 第1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

### 第2 地震に関する情報等の伝達

#### 1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

##### (1) 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

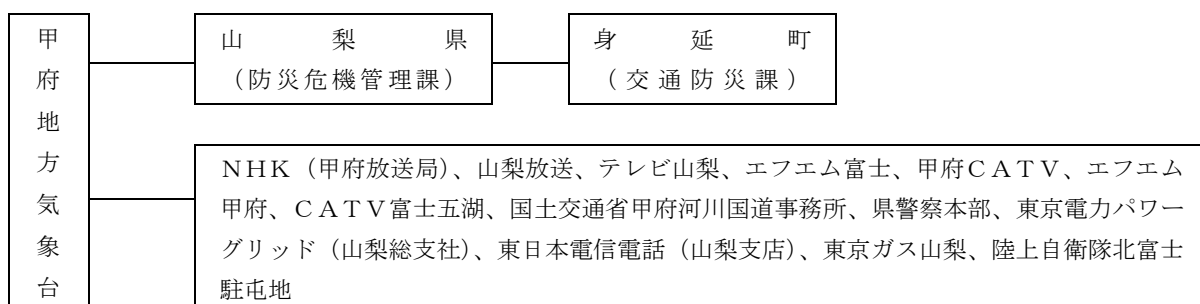
情報等の種類	内 容	
① 震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
② 震源に関する情報	発表基準	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
③ 震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
④ 各地の震度に関する情報	発表基準	震度1以上
	内 容	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
⑤ 推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内 容	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
⑥ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準	震度3以上
	内 容	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
⑦ 遠地地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上

報		・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき。
	内 容	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波についても記述して発表
⑧ その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

種 類	内 容	
① 震度速報	発表基準	全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容	震度3以上を観測した地域名と観測された震度
② 震源に関する情報	発表基準	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を發表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））津波のない旨の付加文
③ 震源・震度に関する情報	発表基準	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき。
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
④ 各地の震度に関する情報	発表基準	県内で最大震度1以上を観測したとき。
	情報の内容	山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く。）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、観測点ごとの震度
⑤ 地震回数に関する情報	発表基準	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき。 ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）
	情報の内容	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
⑥ 地震の活動状況等に関する情報	発表基準	伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信
⑦ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報	発表基準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

(3) 伝達先





## 2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

## 3 緊急地震速報（警報、特別警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報、特別警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（震度6弱以上が想定されるときは「特別警報」）である。このため、震源付近では強い揺れの到達間に合わない。

## 4 地震情報の収集

町は、町役場に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

## 5 地域住民への地震情報の伝達

町は、地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車その他の手段を複合的に活用し、迅速かつ的確に伝達する。

伝達内容は、次のとおりとする。

- (1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- (2) 地震防災応急対策の指示

### 【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、区長を通じて町役場に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災組織等の活動を開始すること。

## 第7節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、町は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に被害情報を収集し、県等に報告するものとする。

また、情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

### 第1 被害情報の収集

地震発生直後の初動期の被害情報は、町の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により被害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

#### 1 被害情報の収集

町は、地震が発生した際には、速やかに町役場に設置されている計測震度計により町域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

#### 2 被害状況の把握

町の情報収集手段を活用して、早期に町内の被災状況を把握する。

##### (1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

##### ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害・被害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方气象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	中部消防署等、消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	中部消防署等、南部、富士吉田各警察署、町内医療機関（南巨摩郡医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話（株）山梨支店、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、（一社）山梨県LPガス協会、町環境上下水道課
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、峡南建設事務所・身延支所、JR東海、町建設課、町交通防災課
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、峡南建設事務所・身延支所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、南部、富士吉田各警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	町教育委員会、施設管理者、南巨摩郡医師会

##### イ 災害時優先電話による収集

町役場に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

##### ウ 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により町本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

##### エ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登

庁後直ちに所属長に報告する。

#### オ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により町内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

### 資料編 ○アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定書

#### (2) 第2段階に収集する情報

##### ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

#### <被害状況調査>

担 当		協力団体等	調査事項
部	調査責任者		
交通防災部	交通防災課長		一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	総務課長	各自治会（区）長、 <u>県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会</u>	他部に属さない一般被害及び応急対策状況の総括 中富地域内の人的・住家の被害
企画政策部	企画政策課長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	人的・住家の被害
財政・会計部	財政課長、会計管理者	各自治会（区）長	町有財産の被害
町民部	町民課長	各自治会（区）長、 <u>県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会</u>	人的・住家の被害
税務部	税務課長	各自治会（区）長、 <u>県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会</u>	人的・住家の被害
福祉保健部	福祉保健課長	民生委員、児童委員	福祉施設の被害
観光部	観光課長	商工会、観光協会、各施設管理者	観光施設の被害、商工業関係被害
子育て支援部	子育て支援課長	保護者会	保育施設の被害
産業部	産業課長	農業委員、農協、森林組合	農林業施設の被害
建設部	建設課長	各自治会（区）長、建設、土木業者	町営住宅の被害 道路、橋りょう、河川等の被害
土地対策部	土地対策課長	各自治会（区）長、 <u>県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会</u>	人的・住家の被害 法定外公共物の被害
環境上下水道部	環境上下水道課長	各自治会（区）長、給水工事業者、下水道工事業者	水道施設の被害 下水道施設の被害

下部地区連絡本部	下部支所長	各自治会（区）長、 <u>県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会</u>	下部地域内の人的・住家の被害
身延地区連絡本部	身延支所長	各自治会（区）長、 <u>県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会</u>	身延地域内の人的・住家の被害
教育部	学校教育課長 生涯学習課長 施設整備課長	各学校長、各施設管理者、P T A	学校施設、社会教育施設、文化財の被害及び給食施設の被害
消防部	消防団長		消防・水防資機材の被害

**資料編** ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

イ 各地区の被害調査

(ア) 担当部による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災組織から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当部が担当地区を調査する。

(イ) 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各部の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

**第2 情報のとりまとめ**

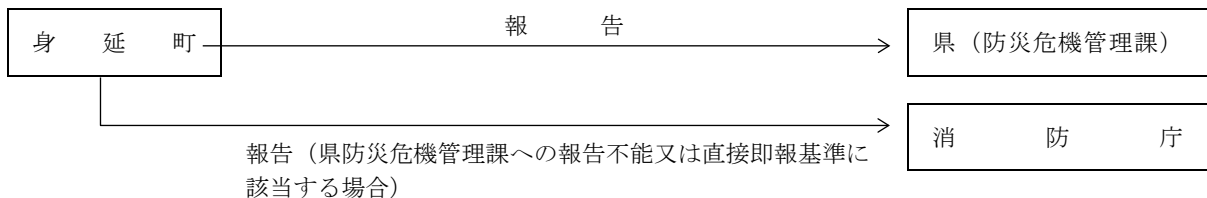
各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、交通防災部長がとりまとめ、本部長に報告する。

**第3 災害情報の報告等**

1 県への報告

本部長は、交通防災部長からの報告に基づき、被害規模に関する総括情報を含め町内に震度4以上の地震が発生した場合は、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準（町内に震度5強以上の地震等の発生）に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。



〈県への報告先〉

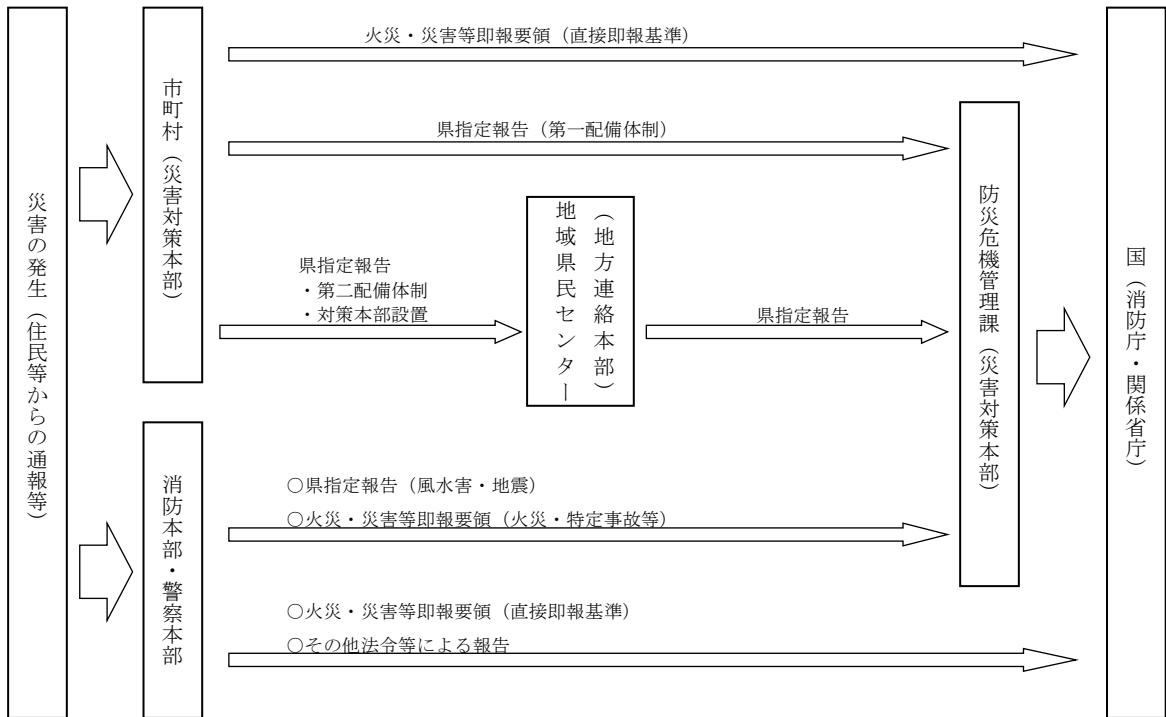
名称	所在地	電話番号	FAX番号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1439
峡南地域県民センター県民課	富士川町鵜沢771-2	0556-22-8130	0556-22-8135

〈消防庁への報告先〉

区分		通常時（9：30～18:15） ※消防庁応急対策室	夜間（18:15～9:30）・休日等 ※消防庁宿直室
回線別	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
NTT回線	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	048—500—90—49013	048—500—90—49102
	FAX	048—500—90—49033	048—500—90—49036

(2) 報告ルート

ア 被害状況伝達系統



イ 第一配備態勢（震度4の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート			
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準]			
人、建物	町	町→防災危機管理課→消防庁等			
農水産物	町	町→峡南農務事務所→農業技術課→防災危機管理課			
農業用施設	町 峡南農務事務所	町→峡南農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課			
林業施設	町ほか	町ほか→森林環境総務課→防災危機管理課			
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者→ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 峡南建設事務所                  下水道事務所                  ダム事務所             </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">→各主管課→治水課→防災危機管理課</td> </tr> </table>	峡南建設事務所 下水道事務所 ダム事務所	}	→各主管課→治水課→防災危機管理課
峡南建設事務所 下水道事務所 ダム事務所	}	→各主管課→治水課→防災危機管理課			
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課			
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課			

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

ウ 第二配備態勢（震度5弱・強の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート			
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・峡南地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] 県警察本部・消防本部→消防防災課			
人、建物	町	町→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課			
病院	各施設管理者	施設管理者→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課			
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課			
水道、清掃施設	町	町→ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 峡南保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課                  峡南林務環境事務所→森林環境総務課             </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">→防災危機管理課</td> </tr> </table>	峡南保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課 峡南林務環境事務所→森林環境総務課	}	→防災危機管理課
峡南保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課 峡南林務環境事務所→森林環境総務課	}	→防災危機管理課			
農水産物	町	町→峡南農務事務所→農業技術課→防災危機管理課			

農業用施設	町 峡南農務事務所	町→峡南農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	町 峡南林務環境事務所	町→峡南林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	峡南建設事務所 管理者→下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 ダム事務所 管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡南建設事務所} \\ \text{下水道事務所} \\ \text{ダム事務所} \end{array} \right\}$ →各主管課→治水課→防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(臨時火山情報 (噴火の可能性))

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・峡南地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→消防防災課
その他情報	町 各管理者等	町・各管理者→各出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課

エ 第三配備態勢 (災害対策本部設置、震度6弱以上の地震の観測)

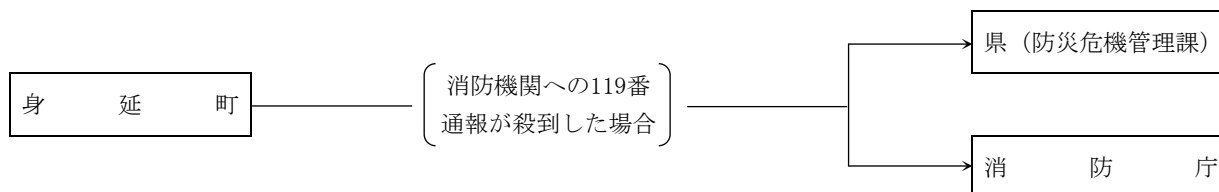
被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織 事業者・管理者 町	住民等→町→地方連絡本部→県災害対策本部 →国 (消防庁、関係省庁等)

オ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→商工企画課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	町→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→管財課→防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

町は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。



3 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

#### 4 報告の種類・様式

町は、資料編に掲げる様式により県（峡南地域県民センター）に災害報告を行うものとする。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 資料編 | ○市町村被害状況票               |
|     | ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式   |
|     | ○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式 |



## 第8節 広報計画

地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

### 第1 実施機関

地震発生時の広報活動は政策部広聴・広報班が行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団においても実施する。

### 第2 広報の手段

町は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

このうち、Lアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。

- 1 町防災行政無線放送による広報
- 2 Lアラートを利用した周知
- 3 町のホームページによる広報
- 4 広報車による巡回広報
- 5 広報紙（広報みのぶ）・チラシの配布、掲示板への掲示
- 6 自主防災組織を通じての広報

### 第3 広報内容

町は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 町の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難場所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

### 第4 広報時の留意事項

- 1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

## 2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

## 3 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては町ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては点字や音声コードを使用したチラシの配布等を検討する。在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等を実施するとともに、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報を検討する。

## 4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

＜震災時に有効な広報手段及びその特色＞

伝達手段	種別	特色
広報車	被(生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	被(生)	〃
掲示板	(生)(安)	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生)(安)	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
町ホームページ	被(生)	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも町の情報が入手可能
パソコン通信インターネット	被(生)(安)	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

被 被害状況      生 生活情報      安 安否情報

## 第5 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を東日本電信電話（株）が、及び「災害用伝言板サービス」を携帯電話各社が開設するので、活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

## 第6 住民からの問い合わせに対する対応

- 1 必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対する専用電話等を備えた窓口を町民部町民・国保班に設置し、人員の配置等体制の整備を図る。
- 2 住民等からの情報ニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。
- 3 被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第9節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

### 第1 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

#### 1 通信施設の現況

本町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

##### (1) 町防災行政無線（固定系・移動系等）

町は、各地区住民等への広報、町本部と災害現場等との通信連絡等のため、町防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

##### (2) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

##### (3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

#### 資料編 ○町防災行政無線設置状況

#### 2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

町	↔	県	=	県防災行政無線、NTT回線、衛星電話、LGWAN回線
町	↔	消防署	=	NTT回線、消防無線、衛星電話
町	↔	警察	=	NTT回線、LGWAN、衛星電話
町	↔	消防団	=	NTT回線、町防災行政無線（同報系・移動系）、消防無線
町	↔	自主防災組織	=	NTT回線、町防災行政無線（同報系）、広報車

### 第2 非常通話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

### 第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話（株）に「非

常電報」であることを申し出るものとする。

#### 第4 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話（株）山梨支店に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

#### 第5 衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法の1つとして、災害によって孤立が想定される地区と公共施設に衛星携帯電話を導入している。これにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

#### 第6 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

町は、東日本電信電話（株）と「災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書」を締結しており、町内38か所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置している。

#### 第7 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

町域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

種 別	局 名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
警 察 無 線	南部	南 部 警 察 署	0556-64-0110		県 内
	富士吉田	富 士 吉 田 警 察 署	0555-22-0110		〃
国 土 交 通 省 無 線	建設波木井	甲府河川国道事務所 所峡南国道出張所	0556-62-0621	8	関 東 地 方
県 防 災 行 政 無 線	防災身延土木	峡 南 建 設 事 務 所 身 延 支 所	0556-62-9062 9-368-7061	3	県 内
消 防 無 線	峡南消防中部	中 部 消 防 署	0556-62-5119	54	峡 南 消 防 管 内
	(移) 中部9	中 部 消 防 署 下 部 分 駐 所	0556-38-0140	3	〃

#### 第8 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信するものとする。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取り扱いや運用について検討に努めるものとする。

##### 1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの

- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第9 Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町は、以下の場合、Lアラートを活用して住民に情報提供を行うものとする。

1 災害対策本部設置状況

災害対策本部を設置又は解散したとき、情報提供を行う。

2 避難情報

「避難準備・高齢者等避難開始情報」、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域を発令又は解除したとき、その対象となる地域、世帯、人数の情報提供を行う。

3 避難所情報

避難所を開設又は閉鎖したとき、情報提供を行う（ただし、避難者数は除く。）。

4 その他の情報

1～3以外で、緊急に住民に周知すべき情報があるとき、必要に応じて、情報提供を行う。

第10 報道機関に対する放送要請

町長は、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、県を窓口として依頼することができる。ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、町長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放送局名	協定締結年月日	電話番号	県防災行政無線番号	申込窓口
N H K (甲府放送局)	S58. 7. 1	(055) 255—2113	9—220—1—058	放送部
山梨放送	S58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 (090—1555—8222)	9—220—1—066	放送本部

テレビ山梨	S58.7.1	昼 (055) 232—1114 夜 080—3126—4455	9—220—1—067	放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055) 228—6969	9—220—1—068	—

資料編 ○放送要請様式

**第11 インターネットシステムの活用**

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

町もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/>

身延町役場URL⇒<https://www.town.minobu.lg.jp/>

**第12 アマチュア無線の活用**

災害により通信連絡が困難になった場合、又は町の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、町内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

**第13 急使による連絡**

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

## 第10節 消防計画

大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防計画」の定めによるものとする。

### 第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。したがって、このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

### 第2 初期活動

#### 1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

#### 2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指名しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

### 第3 地震発生時の警防対策

#### 1 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

##### (1) 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近接住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

## (2) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

## (3) 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

## (4) 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

## 2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

(1) 各分団器具置場に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに器具置場に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。

(2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

## 第4 消防活動

### 1 火災発生状況等の早期把握

町は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災組織等、また消防、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えるとともに、町で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

### 2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防団詰所等の指定場所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長は町役場、消防副団長は各支所に登庁し、災害情報を共有するなど町本部と協働して災害対策にあたるものとする。

### 3 消防団の活動



地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、町本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、町本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

## 第5 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当て等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

## 第6 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- 2 プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- 5 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- 6 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

## 第7 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、町の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編 ○ 峡南広域消防相互応援協定書

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

## 第11節 避難計画

特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

### 第1 避難場所の整備

町は、避難場所の整備について、次の点に留意するものとする。

- 1 避難場所において避難所として利用する建物について、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。
- 2 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 3 避難所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- 4 避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- 5 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

### 第2 避難方法等

#### 1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することもあるため、日頃から次のような避難方法を確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

- (1) 家から最も近い避難場所を2箇所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

#### 2 町の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

#### 3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想されるため、およそ次の方法により避難する。

- (1) 地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民等は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をする。
- (2) 住民等は、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、さらに、大規模公園などがある場合には、そこに避難するとともに、当該避難地で正確な災害情報等を収集する。
- (3) 住民等は、不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。
- (4) なお、避難の実施及び避難先の選択については、個々の判断によるものとする。

### 第3 避難所の開設、運営

#### 1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合、職員は最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

#### 2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

##### (1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町本部に報告する。

##### (2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編 ○避難場所一覧
-------------

#### 3 避難所管理職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

#### 4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

#### 5 要配慮者の保護

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、救護所の中から要配慮者専用避難所（福祉避難所）を選定して開設し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

さらに、該当者が多く、福祉避難所だけでの対応では困難な場合には、協定を締結している社会福祉施設に要配慮者の受け入れを要請する。

資料編 ○福祉避難所一覧
--------------

○災害時要援護者の福祉避難所の受け入れに関する協定書
----------------------------

#### 6 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、町は、警察、鉄道管理者、バス事業者等の関係機関と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、町、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

#### 7 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設のトイレの設置を行う。

#### 8 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

#### 9 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

#### 10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

町は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

## 第12節 孤立地区に対する支援活動

町は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

### 第1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

町は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、町防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

### 第2 避難基準・避難行動

#### 1 避難基準

町は、本章第16節「避難計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。避難判断の基準は次のとおりとする。

- 24時間の降水量が50mmを超えたとき。
- 大雨警報、洪水警報が発令されたとき。
- 上流域が被害を受け、下流域も浸水のおそれがあるとき。
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき。
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）。

#### 2 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、自家の2階以上または最寄りの避難所に避難する。避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに町に災害や避難の状況等を報告する。

### 第3 孤立地区の把握

町は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて峡南地域県民センターを通じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

### 第4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

### 第5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

### 第6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

### 第7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

## 第8 緊急支援物資の確保・搬送

町は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等に対して、必要な物資の供給を要請する。

## 第13節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

### 第1 実施責任者

町長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県若しくは各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

### 第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 電車等による輸送
- 4 人力による輸送

### 第3 輸送力の確保

- 1 自動車等による輸送

#### (1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 町保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

#### (2) 車両の確保

##### ア 町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び配備は、財政・会計部財政班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは財政・会計部財政班に依頼するものとする。

財政・会計部財政班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるとおりである。

##### イ その他の車両

各部からの要請により、町有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財政・会計部財政班は直ちに町内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

##### ウ 協力要請

町内で自動車の確保が困難な場合には、相互応援協定に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により（一社）山梨県トラック協会峡南支部等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。



資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書  
 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定  
 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

## 2 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧  
 ○ヘリコプター主要発着場一覧  
 ○臨時ヘリポートの基準

## 3 電車等による輸送

自動車による輸送が不可能であるか、又は電車等により輸送することが適当なときは、日本貨物鉄道(株)(JR貨物)に協力を要請して行うものとする。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

## 4 人夫等による搬送

前各号による輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第31節「労働力確保計画」の定めるところによる。

## 5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、県が開設する広域物資輸送拠点を把握し、連携体制を構築するものとする。

### 第4 緊急輸送道路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

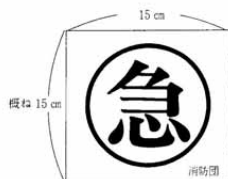
また、町についても災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、町域の県指定緊急輸送道路と、町役場、指定避難所、ヘリコプター主要発着場等、救援物資集積所など町の防災活動拠点とを結ぶ町道を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

資料編 ○町内緊急輸送道路一覧

### 第5 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

## 1 緊急出動の取扱い



災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、以下の通りとする。

(山梨県道路公社の場合)

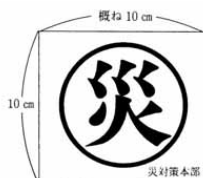
通行車両の責任者が作成した上の表示を添付した車両を無料とする。

(中日本高速道路(株)八王子支社の場合)

- (1) 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。
- (2) 中日本高速道路(株)災害派遣等従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。
- (3) 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入り口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後に証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間(道路名、流出・流入IC)、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

## 2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、峡南地域県民センター、峡南建設事務所、町、消防本部及び消防団(以下「関係機関」という。)に申し出る。
- (2) 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社(055-226-3835)(以下「有料道路管理者」という。)に速やかに通報する。  
通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。(通行車両の責任者が作成して添付する。)
- (3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。
- (4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した表示を添付する。



- (5) 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路の場合は、「1 緊急出動の取扱い」と同様とする。

## 第14節 交通対策計画

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

### 第1 交通応急対策

#### 1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 町長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織等から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、公共土木・高速道路推進班が道路の被害状況を調査する。

(2) 公共土木・高速道路推進班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに町本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 町本部は、公共土木・高速道路推進班等から収集した情報を南部、富士吉田各警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

#### 2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、町内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南部、富士吉田各警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

資料編 ○町内建設業者一覧

### 第2 交通規制対策

#### 1 交通規制実施責任者

交通規制は、次に掲げる場合に行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

#### 2 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を建設部長に指示して行い、南部、富士吉田各警察署と協議して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

### 3 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、管轄する警察署と協議して通行を規制するものとする。

資料編 ○異常気象時における道路等通行規制基準

### 4 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

### 5 交通規制の標示

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示することとなっている。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

### 6 道路標識の設置基準

#### (1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
う 回 路 線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点

#### (2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

## 第3 運転者のとるべき措置

### 1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

### 2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

### 3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
  - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

#### 第4 緊急通行車両の確認申請

##### 1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

##### (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

##### (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

(ア) 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

(イ) 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

(ア) 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

○医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

○医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

○患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

(1) 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、南部、富士吉田各警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救護、救助その他保護に従事するもの
- エ 被災児童・生徒の応急教育に従事するもの
- オ 施設・設備の整備及び点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの
- キ 防犯、交通規制、社会秩序維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

(5) 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 資料編 | ○公用車緊急通行車両事前届出登録一覧 |
|     | ○緊急通行（輸送）車両の標章     |
|     | ○緊急通行車両確認証明書       |

## 第5 広域避難者への道路交通の確保支援

町外で大規模災害等が発生した場合、本町内の道路を經由して他地域へ避難する避難者が発生することが想定される。

このような事態を覚知した場合、町は、避難者の通行が予想される道路沿道の住民を中心に、外出を控えることを呼びかけ、避難者が速やかに目的地に到達できるよう支援する。

## 第15節 災害救助法による救助

町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

### 第1 役割分担

応急対策項目		担 当	分 担 内 容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		町 長	災害発生都度の通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の認定基準	町	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。	
3 災害救助法の適用申請	町 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。	
4 救助の実施	町	災害救助法の範囲内で救助を実施する。	
5 救助活動の記録と報告	町	救助の実施状況を取りまとめ、町長に報告する。	
	町 長	本町の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。	

### 第2 災害救助法の適用

- 1 災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。  
なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、町長は救助を行う。
- 2 県の支弁及び負担
  - (1) 県の支弁及び負担  
救助に要する費用は、県がこれを負担弁償する。
  - (2) 国庫負担  
県が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。
- 3 災害救助法の適用基準  
本町における適用基準は次のとおりである。
  - (1) 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数が50世帯以上の場合
  - (2) 滅失世帯数が、(1)の基準には該当しないが、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上で、本町における滅失世帯数が25世帯以上の場合
  - (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上で、本町における被災世帯が多数の場合
  - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救助が著しく困難な特別の事情がある場合



る場合であって、多数の住家が滅失した場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

### 第3 被害の認定基準

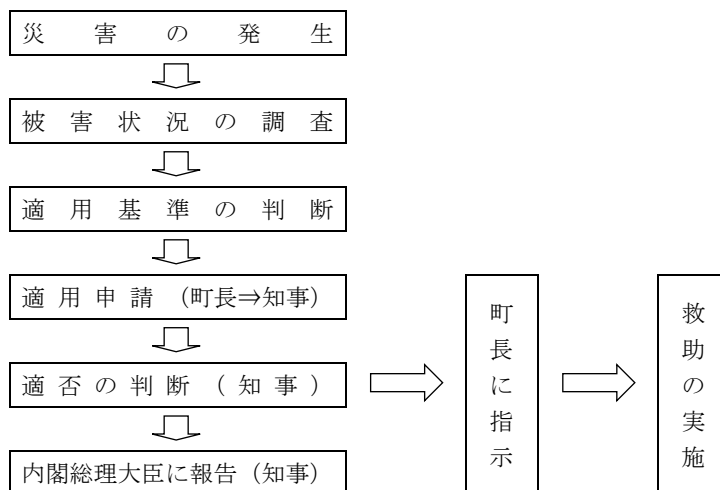
- (1) 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料編に掲げる「被害程度の判断基準」による。
- (2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

資料編 ○被害程度判定基準

### 第4 災害救助法の適用申請

- 1 町長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- 2 町長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

#### 〈対策のフロー〉

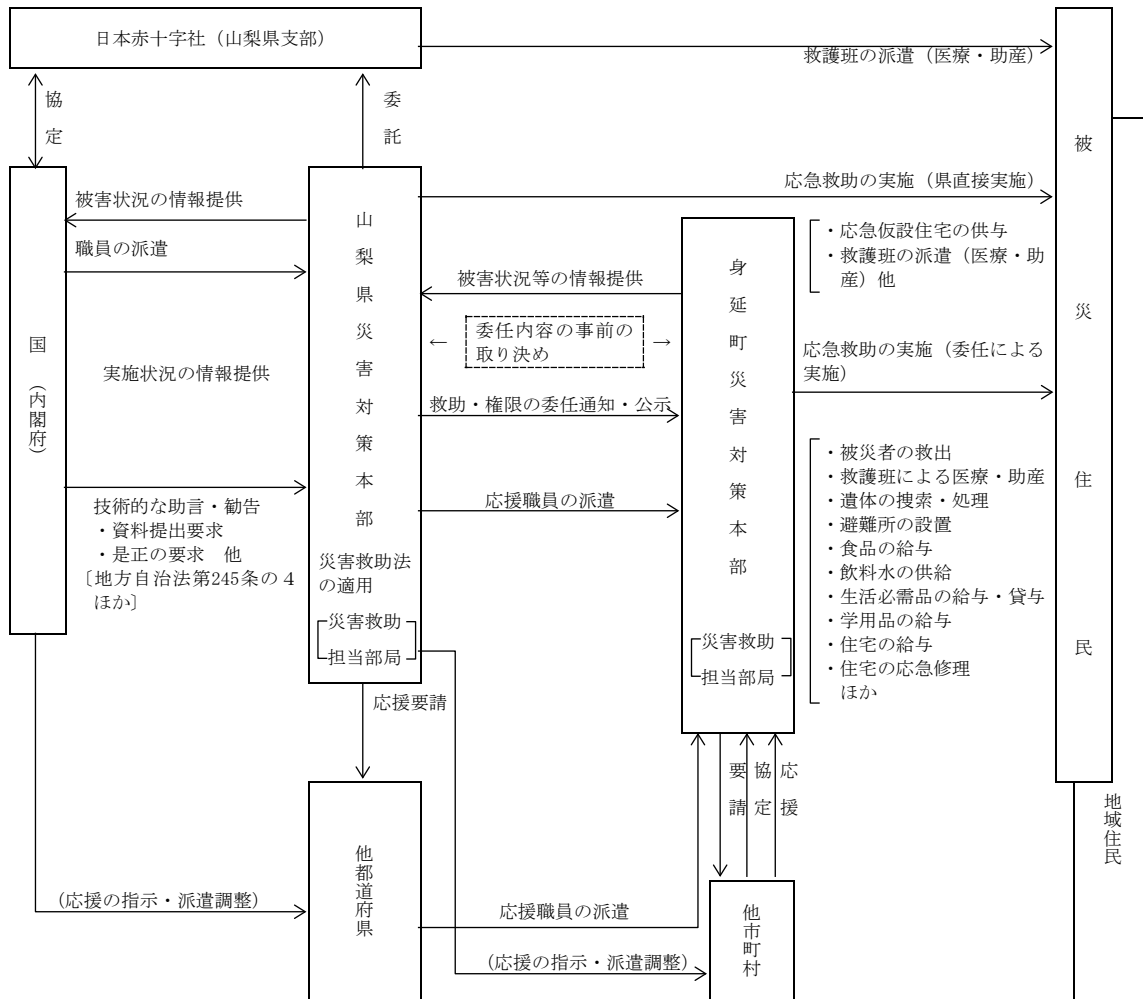


### 第5 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、町長に報告する。
- 2 町長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

### 第6 災害救助法による応急救助の実施

災害救助の実施は、おおよそ次のとおりである。



## 第7 災害救助法による救助

### 1 避難

#### (1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

#### (2) 避難場所

学校、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等。

#### (3) 避難場所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、町で処理が困難の場合は、隣接市町村へ収容を委託するものとする。

ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もある。

#### (4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

#### (5) 費用

1人1日当たり330円以内

## (6) 対象経費

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

なお、福祉避難所については、

ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易トイレ等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費

などを加算できる。

## 2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

## (1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) 県に要請し、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事務協会との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、あらかじめ町が定めた場所とする。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限	備 考
1戸当り平均29.7㎡ (地域の実情、世帯構成等に応じて設定)	1戸当り 5,714,000円以内	災害発生の日 から20日以内	費用は、原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

エ 供与期間

建設工事が完了してから最長2年とする。

ただし、「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能。

## (2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修理の規模	備 考
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1箇月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300,000円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費

(3) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

## (3) 給与（貸与）費用の限度額

(単位：円)

被害状況	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

## 6 医療

## (1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

## (2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

## (3) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

## (4) 費用の限度額

対象者	費用の限度額
救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

## (5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

## 7 助産

## (1) 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

## (2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

## (3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

## (4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の2割引以内

8 救出

- (1) 救出を受ける者
  - ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
  - イ 災害のため、生死不明の状態にある者
- (2) 費用の範囲
 

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費
- (3) 救出期間
 

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

- (1) 対象
  - ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
  - イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
  - ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
  - エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。
- (2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均が137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費

10 死体の捜索

- (1) 捜索を受ける者
 

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 捜索期間
 

災害発生の日から10日以内
- (3) 費用
 

捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

- (1) 処理を行う場合
 

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- (2) 処理の方法
 

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間
 

災害発生の日から10日以内
- (4) 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬を行うとき。
- ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (2) 埋葬の方法  
救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。
- (3) 埋葬の期間  
災害発生の日から10日以内
- (4) 費用の限度額

大人 (12歳以上)	小人 (12歳未満)	備 考
1体当たり 215,200 円以内	1体当たり 172,100 円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

## 13 学用品の給与

- (1) 給与を受ける者  
住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
- (2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	(ア) 小学校児童及び中学校生徒教育委員会届出、又はその承認を受けて使用している教材実費 (イ) 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500 円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり 4,800 円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円以内

## 14 輸送

- (1) 輸送及び移送の範囲  
災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。
- ア 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送
- イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送
- ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送
- エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送
- オ 死体捜索及び死体処理のための輸送
- (2) 輸送の期間  
輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
り 災 者 の 避 難	定めていないが1日位	
医 療 助 産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	
り 災 者 救 出	災害発生の日から3日 //	
飲 料 水 の 供 給	// 7日 //	

物資の輸送配分	〃 15日 〃	(教科書以外の学用品)
	〃 1箇月 〃	(教科書)
	〃 10日 〃	(被服、寝具)
	〃 7日 〃	(食料、調味料)
	〃 14日 〃	(医薬品)
死体の捜索	〃 10日 〃	
死体の処理	〃 10日 〃	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第8 災害救助事務手順

本表は、町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。

あくまでも、一般的な例なので、災害の規模や町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容に変更が生じる場合がある。

段階	実施事項	内 容	留意事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	福祉避難所の設置に配慮
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 町内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	調査班の編成
災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 役場の地区担当責任者の出動、調査班による調査 被災世帯調査原票（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助 被災世帯の集計 ・世帯別被害調査表（様式2）の作成 ・地区別被害状況調査表（様式1）の作成	
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報	



		町 → 防災危機管理課 ○ 地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課  【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 町→地方連絡本部（峡南地域県民センター） →県災害対策本部 ○ 地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課  ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに 県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告		
災害救助法適用後・ 第一段階	災害救助法の適用要請	町→峡南地域県民センター→防災危機管理課	まず、電話、FAX等で行い、改めて文書を提出	
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAX等で報告	
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ		
	炊き出しその他による 食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握		
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ		
	医療・ 助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健福祉事務所）への医療救護班の派遣要請等	
		救護班によらない医療の実施	1 南巨摩郡医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡 3 救護所、医療救護所の設置	
	死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請		
	死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施		
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給		
適用後・ 第二	法 応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告		
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
第二	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画		

段階	り災証明の交付等	り災証明の受付、交付等開始	
	義援金受付開始	受付窓口の設置等	
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	業者委託も可
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	
	確定報告	文書報告	

資料編 ○各種救助に係る様式

第9 災害救助法による報告事項及び書類整備

区分	報告事項	書類整備
避難所設置 (福祉保健部 教育部)	1 避難所開設の日時、場所 2 箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 避難所設置及び収容状況(様式6) 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
炊出しその他食品の給与 (福祉保健部 教育部)	1 炊出し開始、終了報告 2 炊出し場所、数 3 炊出し場所別給与人員 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 炊き出し給与状況(様式8) 5 購入代金等支払証拠書類 6 食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給 (環境上下水道部)	1 供給地区、対象人員、供給水量供給方法 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 飲料水の供給簿(様式9) 5 支払関係証拠書類
医療・助産 (福祉保健部)	1 救護班の派遣の必要性 2 救護班の開始、終了報告 3 診療人員及び実施状況 4 診療名簿(医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等) 5 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況(様式5) 3 救護班活動状況(様式11) 4 病院診療所医療実施状況(様式12) 5 報酬に関する証拠書類 6 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類 7 助産台帳(様式13)

救出 (町民部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助の実施状況報告</li> <li>2 特別基準設定を必要とする場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助活動の種類別実施状況(様式3)</li> <li>3 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>4 被災者救出状況記録簿(様式14)</li> <li>5 救出費用支払及び物品関係証拠書類</li> </ol>
被服・寝具その他生活必需品の給・貸与 (福祉保健部 観光部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 世帯構成員別被害状況</li> <li>2 給与状況報告(完了報告)</li> <li>3 特別基準設定を必要とする場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>3 物資の給与状況(様式10)</li> <li>4 救助物資受領書</li> <li>5 救助物資給与関係調達、支払証拠書類</li> </ol>
応急仮設住宅 (建設部 町民部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入居該当者の報告(選考委員会により選考)</li> <li>2 設置戸数、箇所</li> <li>3 着工(竣工)報告</li> <li>4 特別基準設定を必要とする場合</li> <li>5 供与期間経過後はその処分方法</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>3 応急仮設住宅台帳(様式7)</li> <li>4 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書</li> <li>5 建築工事(契約書、設計書、仕様書等)関係書類</li> <li>6 建築工事代金等支払証拠書類</li> </ol>
死体の捜索 (総務部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 捜索状況報告</li> <li>2 特別基準設定を必要とする場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助活動の種類別実施状況(様式3)</li> <li>3 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>4 死体捜索状況記録簿(様式18)</li> <li>5 捜索費用支払及び物品関係等証拠書類</li> </ol>
死体の処理 (環境上下水道部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死体の処理の実施状況</li> <li>2 死者の名簿(住所、氏名、死因、死亡日時、場所等)</li> <li>3 特別基準設定を必要とする場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助活動の種類別実施状況(様式3)</li> <li>3 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>4 死体処理台帳(様式19)</li> <li>5 死体処理費支払関係証拠書類</li> </ol>
埋葬 (町民部 環境上下水道部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋葬救助の実施状況報告</li> <li>2 特別基準設定を必要とする場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助活動の種類別実施状況(様式3)</li> <li>3 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>4 埋葬台帳(様式17)</li> <li>5 埋葬費支払関係証拠書類</li> </ol>
障害物の除去 (建設部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物除去対象数</li> <li>2 障害物除去実施状況</li> <li>3 特別基準設定を必要とする場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計表</li> <li>2 救助活動の種類別実施状況(様式3)</li> <li>3 救助の種目別物資受払状況(様式5)</li> <li>4 障害物の除去状況(様式20)</li> <li>5 除去のための工事(契約書、仕様書等)関係書類</li> <li>6 除去費支払関係証拠書類</li> </ol>

住宅の応急修理 (建設部)	1 住宅応急修理の該当者の報告(民生委員の意見、生保の資産調査を参考に該当者を決定) 2 修理戸数 3 着工及び竣工報告 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 住宅応急修理記録簿(様式15) 5 修理のための工事(契約書、設計書、仕様書等)関係書類 6 工事代金等支払関係証拠書類
学用品の給与 (教育部)	1 学年別被災児童、生徒数の報告(被災者名簿と学籍簿と照合のうえ被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計) 2 支給状況の報告(小、中学生別に1人当たり配分計画表を作成する。) 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況(様式3) 3 学用品の給与台帳(様式16) 4 学用品購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
応急救助のための輸送 (財政・会計部)		1 救助実施記録日計表 3 救助の種目別物資受払状況(様式5) 4 輸送記録簿(様式21) 5 輸送費関係支払証拠書類
応急救助のための賃金職員等雇上げ (総務部)		1 救助実施記録日計表 2 賃金職員等雇上台帳(様式22)

資料編 ○各種救助に係る様式  
 ○山梨県災害救助法施行細則(別表)

## 第16節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者の保護に万全を図る。

### 第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された町長が行うものとする。

### 第2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、福祉保健部健康増進班を中心に医師、看護師、保健師等からなる救護班の編成を行う。また、初期医療に対応できない場合は、県に医療救護班の派遣要請を行うものとする。
- 2 南巨摩郡医師会、峡南保健福祉事務所、中部消防署等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性にかんがみ、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

### 第3 医療救護所の設置・運営

応急医療は、主に町内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、傷病者の応急処置や治療等に当たる。

町災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

#### (1) 設置基準

- ① 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- ② 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ③ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- ④ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- ⑤ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

#### (2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

- ① 特に被害の甚大な地域
- ② 傷病者が多数見込まれる地域
- ③ 医療施設の稼働率の低い地域
- ④ 傷病者が集まりやすい場所
- ⑤ 二次災害を受けにくい場所
- ⑥ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- ⑦ ライフラインを確保しやすい場所

- ⑧ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さを確保できる場所
- ⑨ 搬送体制、情報連絡体制を確保しやすい場所

(3) 医療救護所の役割

- ① 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- ② 軽症患者の受入れ及び処置
- ③ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

第4 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や町が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、あらかじめ編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）※の派遣を要請し、傷病者の応急措置や治療等に当たる。

※DMAT：災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

1 医療救護班

(1) 編成

医療機関・団体毎に医療救護班を編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

- ア 県直轄救護班
- イ 日赤救護班
- ウ 医師会救護班
- エ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）
- オ 歯科医師会救護班
- カ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）
- キ その他（医療ボランティア等）

(2) 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、県「大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

(3) 応急医療救護業務

災害時の医療救護班の応急医療救護業務は、次のとおりである。

- ア 傷病者の応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

(4) 被災者の心のケア対策

災害による被災者のストレスケア等のため、町は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）への支援を要請する。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）

(1) 編成

2チームを編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

## (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

被災状況に応じて又は必要と認める場合には、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

## 第5 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

## 1 災害拠点病院等

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

資料編 ○災害拠点病院、災害支援病院一覧  
○町内医療機関一覧

## 2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図に掲げる体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

## 3 医療機関の救護業務

災害時の医療機関の応急医療救護業務は、次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

## 4 歯科医療活動

町は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

## (1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報を被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

## (2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

## (3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

## 5 精神保健医療活動

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等による新たな

精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、町内関係機関の協力により精神科医療の提供及び精神保健活動を行うものとする。なお、対応が困難な場合等には、県救護本部（障害福祉課）に対して支援を要請するものとする。

## 6 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

## 7 地域保健対策

町災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

### (1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

### (2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

### (3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

### (4) 保健師チーム

県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

### (5) 管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

### (6) 災害時リハビリテーション支援チーム（J R A T）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

## 8 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達し、あるいは県救護本部に要請して確保する。輸血用血液の供給は、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

資料編 ○町内薬局一覧

## 第6 被災傷病者等の搬送体制の確保

### 1 緊急搬送の対象

#### (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者



- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

## 2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

### (1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 県消防防災ヘリコプター
- オ ドクターヘリ

### (2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

### (3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

#### 搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……………あらかじめ町内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南部、富士吉田各警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

## 第7 災害医療情報等の収集・提供等

### 1 災害医療情報等の収集

健康増進班は、医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況

- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

## 2 災害医療情報の提供

- (1) 町は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。

- ア 診療可能な医療機関の情報

- 名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

- イ 医療救護所等に関する情報等

- 医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

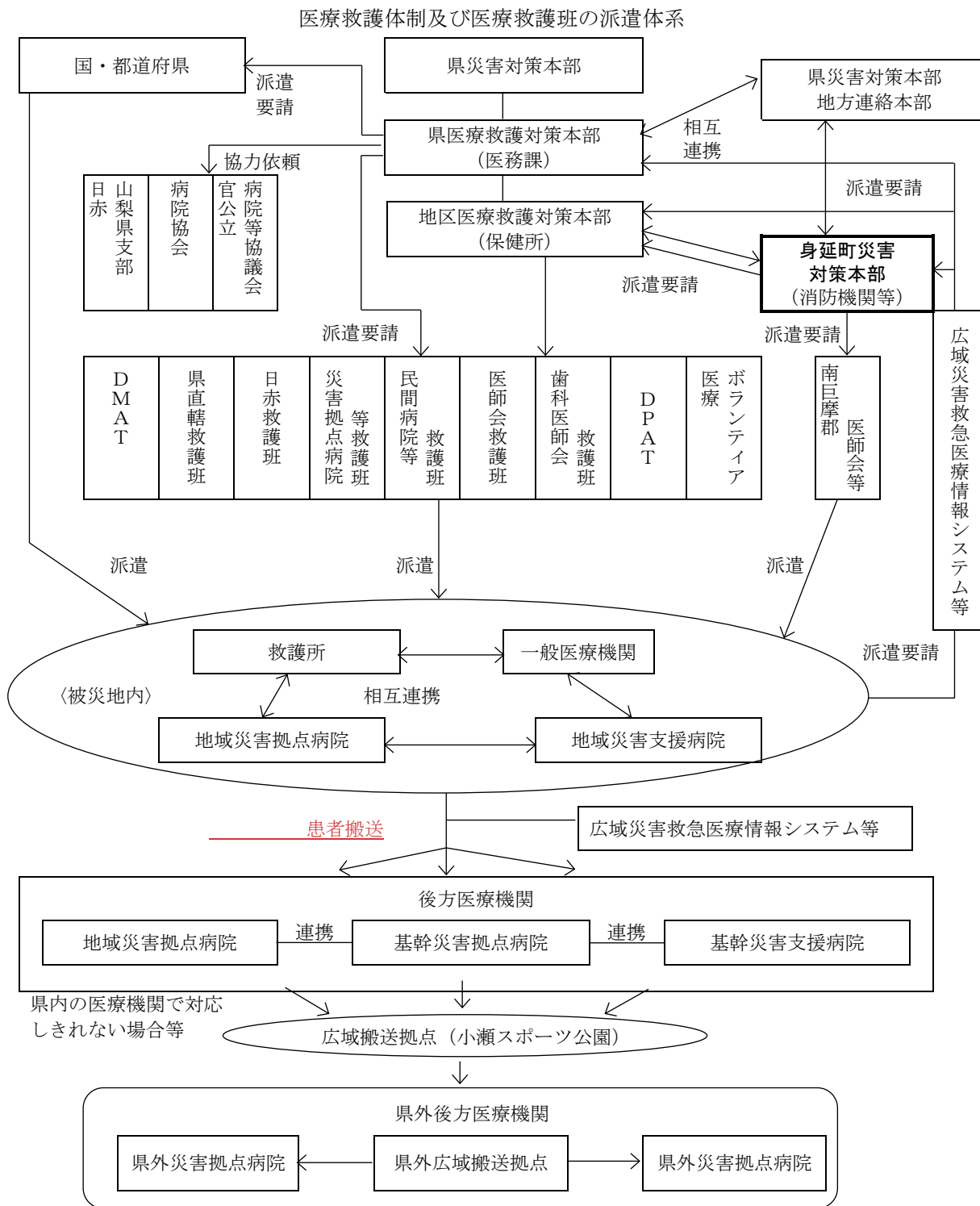
- (2) 町は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

- ア 被災入院患者の氏名

- イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

- ウ 診療機能に関する情報全般

別図



## 第17節 防疫計画

災害時における感染症の発生に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動を行い、感染症の多発を防止するものとする。

### 第1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

### 第2 防疫活動

#### 1 町の防疫組織

環境上下水道部環境衛生班は、保健師とともに南巨摩郡医師会の協力を得て「防疫組織」を編成し、峡南保健福祉事務所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

#### 2 感染症予防業務の実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

##### (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症予防法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

##### (2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

##### (3) 物件に係る措置

感染症予防法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

##### (4) 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

#### 3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

#### 4 患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに収容の措置をとるものとする。

感染症病舎に収容することが困難な場合は、峡南保健福祉事務所長と協議のうえ適当な場所に臨時の収容施設を設けて収容するものとする。

#### 5 避難所の防疫指導等

## (1) 自治組織の協力

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

## (2) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておくものとする。

## 6 広報等の実施

町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、町防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

## 7 その他

感染症予防法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

**第3 防疫用資器材及び薬剤**

## 1 防疫用資器材及び薬剤の調達

町は消毒用器具、器材を設備し、薬剤については、あらかじめ指定した取扱業者から緊急調達するものとする。

なお、散布については、自主防災組織の協力を得て行うものとする。

## 2 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書  
○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定  
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

**第4 被災動物等救護対策**

町は、県及び動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施
- 5 動物伝染病等のまん延防止措置
- 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

## 第18節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第3章第21節「食料供給計画」及び同第22節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

### 第1 必要物資の把握

避難所管理職員、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

### 第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や町内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、町内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

資料編	○身延町食料等備蓄状況
	○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
	○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
	○富士北麓災害時の相互応援に関する協定
	○災害時における物資供給に関する協定書
	○災害時における応急活動の協力に関する協定書

### 第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

#### 1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資及び調達した物資の集積場所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○救援物資集積所一覧
-----	------------

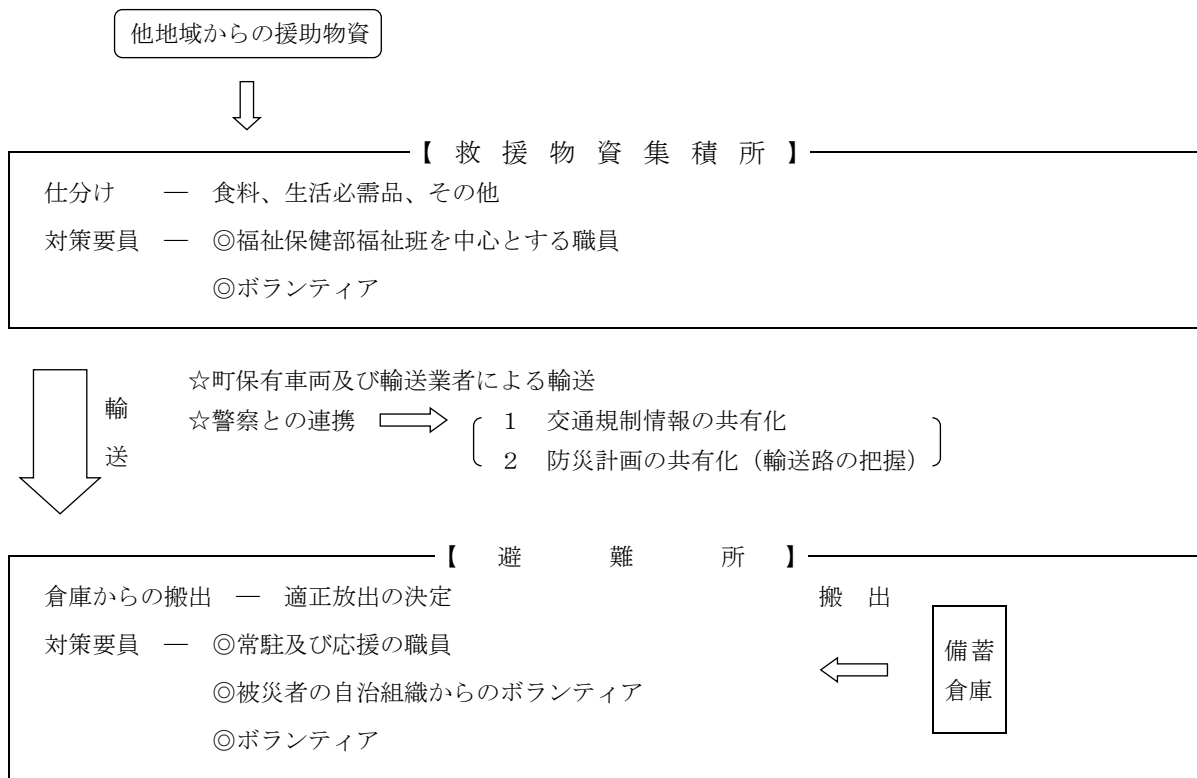
#### 2 避難場所における物資等の供給

(1) 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。

調達等の実施内容	担当班
食料の調達、斡旋	産業部農林班
生活必需品、燃料等の調達、斡旋	観光部観光商工班
救援物資の受入れ、仕分け、配分等	福祉保健部福祉班
炊出し、給食施設の提供	福祉保健部福祉班、教育部学校教育班
輸送車両等の調達	財政・会計部財政班

(2) 物資等が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行う。

〈救援物資の供給フロー〉



(3) 震災による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心掛ける。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品、テレビ、ラジオ等
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

## 第19節 給水計画

災害のため飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最低限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

### 第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行うものとする。

### 第2 給水活動

#### 1 給水方法

災害により水道水が使用不能の場合には、環境上下水道部水道業務班は次により給水活動を実施する。

##### (1) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

##### (2) ろ水機による給水

河川水、溜水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

##### (3) 各自自主防災組織では、給水ポリタンク等の整備を図り、使用の際には、消毒のうえ給水を実施するものとする。

##### (4) 河川水、溜水等による給水

現地において、河川水、溜水等をろ過し、消毒のうえ給水を実施するものとする。

##### (5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、相互応援協定に基づき、協定を締結している市町村や事業者等から緊急調達し、被災者に供給する。

#### 給水時の留意事項

##### ① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

##### ② 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

- 資料編
- 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
  - 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
  - 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
  - 富士北麓災害時の相互応援に関する協定
  - 災害時における物資供給に関する協定書
  - 災害時における応急活動の協力に関する協定書

#### 2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。



### 3 応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、町保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、町内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

資料編 ○応急給水用施設、資機材保有状況

### 第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

#### 1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

#### 2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

資料編 ○耐震性貯水槽設置箇所

### 第4 給水施設の応急復旧

#### 1 被害状況等の把握

環境上下水道部水道業務班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

資料編 ○給水施設設置状況

#### 2 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により町指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編 ○身延町指定給水装置工事事業者一覧

### 第5 広報の実施

#### 1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

#### 2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

### 第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄（最低3日分）、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

## 第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----------------------

## 第20節 教育計画

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

### 第1 実施責任者

町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として町長が、町教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

### 第2 応急教育体制の確保

#### 1 応急教育の実施予定場所の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災した場合	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災した場合	① 公民館、公共施設等の使用 ② 隣接学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災した場合	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
町内の大部分が被災した場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設の使用

#### 2 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

### 第3 災害時の応急措置

#### 1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

#### 2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

##### (1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

## (2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

また、速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者への連絡がとれない場合の保護について計画を策定しておくものとする。

## (3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

## (4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

## 3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

## 4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

## 5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

## 6 給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。

(2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。

(3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。

(4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は町及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の開設及び管理運営に努めるものとする。

第4 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第6 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第7 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒 在 校 中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
----------------------	--

児童・生徒不在時	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>
----------	---

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び町本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

**第8 社会教育施設**

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに町教育委員会に報告するものとする。

## 第21節 廃棄物処理計画

被災地におけるごみの収集、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

### 第1 基本的事項

#### 1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、町は平時から大量の廃棄物の発生に備え、一時保管場所の確保に努めるものとする。

#### 2 基本的な処理方針

町は、災害廃棄物の処理に当たっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、できる限り速やかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとする。

#### 3 想定される役割

平常時（災害予防）、応急対応時、復旧・復興時における町の役割は次のとおりとする。

また、町は、各段階における処理の手順や実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた「災害廃棄物処理計画」を作成し、災害時に備えるものとする。

平常時 (災害予防)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害支援協定の締結</li> <li>○廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策</li> <li>○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計</li> <li>○処理スケジュール及び処理フローの検討</li> <li>○仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定</li> <li>○収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討</li> </ul>
応急対応時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処理施設の被害状況の把握、県への報告</li> <li>○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握</li> <li>○関係団体等への協力・支援要請</li> <li>○処理スケジュール及び処理フローの決定</li> <li>○災害廃棄物の処理</li> <li>○実行計画の作成</li> <li>○処理の進捗状況の管理</li> </ul>
復旧・復興時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行計画の実施及び見直し</li> <li>○関係団体との連携</li> <li>○処理施設の復旧</li> <li>○処理の進捗状況の管理</li> </ul>

#### 4 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省）に規定するものをいう。

種類	内容
災害により発生する廃棄物	
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等

金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	量、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設便所等からの汲取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

## 第2 平常時の対応

### 1 協力・支援体制の整備

町は、近隣をはじめとする県内市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

### 2 処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ次の事項について検討し、把握に努める。

#### (1) 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計

町は、次の推計方法（県における推計方法）を参考に、被害想定に応じた発生量及び自区内処理可能量を推計する。

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量（t）	被害棟数（棟）×平均床面積（m <sup>2</sup> /棟）×発生原単位（t/m <sup>2</sup> ）×係数 ※被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）			
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×災害廃棄物等の種類別割合			
平均床面積	全壊	木造：127m <sup>2</sup> /棟	RC造：1,454m <sup>2</sup> /棟	
	半壊	S造：281m <sup>2</sup> /棟	その他：102m <sup>2</sup> /棟	
発生原単位	焼失	木造：127m <sup>2</sup> /棟	非木造：322m <sup>2</sup> /棟	
	全壊	木造：0.696 t/m <sup>2</sup>	RC造：1.107 t/m <sup>2</sup>	
	半壊	S造：0.712 t/m <sup>2</sup>	その他：0.838 t/m <sup>2</sup>	
	焼失	木造：0.696 t/m <sup>2</sup>	非木造：0.805 t/m <sup>2</sup>	
係数	全壊：1	半壊：0.2		
	焼失（木造）：0.66	焼失（非木造）：0.84		
種類別割合	項目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（%）	18	0.1	0.1
	不燃物（%）	18	65	20
	コンクリートがら（%）	52	31	76
	金属くず（%）	6.6	4	4
	柱角材（%）	5.4	0	0

平均床面積：「山梨県統計データバンク市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床



面積から算出。

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月兵庫県）による。

係数：「災害廃棄物対策指針技術資料」による。

種類別割合：「災害廃棄物対策指針技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による。

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

#### 災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の山梨県1人1日当たりの排出量の平均値を用いる。

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

#### 災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（L）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）汲取人口	
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）
	⑧総人口 上水道支障率 1/2	水洗化人口+非水洗化人口 地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の山梨県の直近年度の値を用いる。	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

1日1人平均排出量：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

#### (2) 仮置場

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所と、主に破碎・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられるため、場所ごとの具体的な利用方法をあらかじめ定めておく。

#### 資料編 ○廃棄物仮置場一覧

#### (3) 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。

また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。

### 第3 応急対応

#### 1 組織体制の確立

平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

#### 2 被災状況等の情報収集

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、町は、峡南衛生組合から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集する。

#### 3 協力・支援の要請

町のみではごみ・し尿等の処理業務が不可能又は困難な場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、町は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書  
 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定  
 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

#### 4 災害廃棄物処理実行計画の作成

平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

#### 5 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

##### (1) 収集運搬

道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民に周知する。

##### (2) 仮置場

被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行い、効率的な受入れ、分別・処理等が可能な搬入導線等を考慮し、設置場所を確保する。

##### (3) 分別・処理・再資源化

廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択し、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。

資料編 ○ごみ処理施設  
 ○ごみ収集運搬車

## 6 仮設トイレの設置、し尿処理

### (1) 仮設トイレの設置

環境上下水道部下水道班は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

### (2) 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

### (3) 処理方法

ア 収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。

イ 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、県（峡南林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

資料編	○し尿処理施設
	○し尿収集運搬車

## 7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとする。

## 8 環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、地域住民へ情報の提供を行う。

## 第4 復旧・復興時の対応

町は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

また、実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、県に対して助言、支援等を求める。

## 第2節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を供給し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

### 第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合は、町長が行うものとする。

### 第2 実施方法

#### 1 供与及び修理の対象者

##### (1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。例示すると、次のとおりである。
  - (ア) 特定の資産のない失業者
  - (イ) 特定の資産のないひとり親家族
  - (ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
  - (エ) 特定の資産のない勤労者
  - (オ) 特定の資産のない小企業者
  - (カ) (ア)から(オ)までに準ずる者

##### (2) 応急修理を受ける者

- ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

#### 2 設置場所の選定・確保

##### (1) 選定

応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- ア 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- イ 交通の便、学校教育の便を考慮した場所
- ウ 被災者の生業の見通しが立つ場所
- エ がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

##### (2) 確保

災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくものとする。なお、町の建設予定地は、資料編に掲げるとおりである。

### 3 建設資機材及び業者の確保

- (1) 町は、木材業者及び町建設業者等と協力して、仮設住宅の設置又は応急修理を行うものとする。
- (2) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- (3) 応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

資料編 ○町内建設業者一覧
---------------

### 4 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

町は、県から民間賃貸住宅の情報を収集し、自らの資力で住宅を得ることができる被災者へ情報提供を行う。

### 5 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、町民部が受付し、関係各部の協議により行うものとする。町長は選考にあたっては、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を聴く等、公平な選考に努める。

### 6 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

### 7 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被災者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。

### 8 公営住宅への優先入居

町長は、応急仮設住宅入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めるとともに、町営住宅への優先入居、各種貸付制度等による住宅資金の斡旋等の施策の活用を図るものとする。

## 第3 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----------------------

なお、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、被災宅地による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

### 第1 応急危険度判定

#### 1 応急危険度判定体制の整備

町は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

#### 2 公共建築物の確認

町は、公共建築物、宅地、仮設住宅建設予定地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、町役場、避難所など、防災上重要な施設から行う。

資料編 ○応急仮設住宅建設候補地

3 一般住宅の応急危険度判定の実施

- (1) 町は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。
- (2) 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。
- (3) 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

4 応援要請

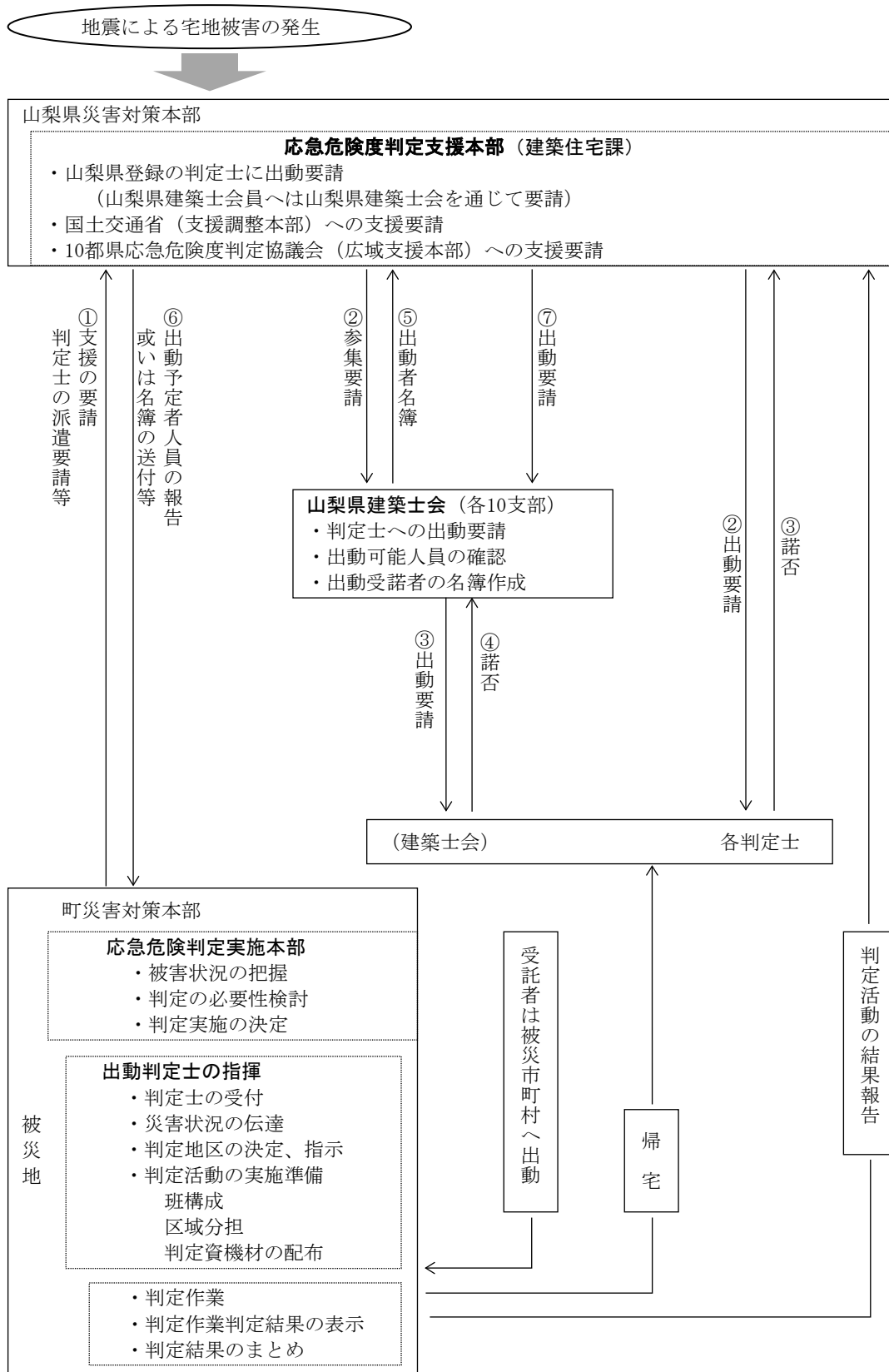
町内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。なお、県への派遣要請に基づく被災建築物応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

5 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物等の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

別表

〈被災建築物応急危険度判定フロー〉



## 第23節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、町は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

### 第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には町長が行うものとする。

### 第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

### 第3 救出の方法

#### 1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、町長が指名する町職員、消防団員をもって救出班を編成し、町保有の救出资機材等を活用して実施する。また、自主防災組織、中部消防署等とも連携するものとする。
- (2) 被災者の救出に当たっては、特に南部、富士吉田各警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、南巨摩郡医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第18節「医療・助産計画」の定めるところにより実施する。

#### 2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、町内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

#### 3 関係機関等への要請

災害が甚大で、町内のみの動員又は町にある資機材では救出が困難な場合は、応援協定等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書  
 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定  
 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書  
 ○富士北麓災害時の相互応援に関する協定  
 ○災害時における物資供給に関する協定書

## 第2 地域住民による初期活動

### 1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生



した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

## 2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

## 第3 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、町防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

## 第4 町の救出活動等

### 1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、町内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

#### (1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

#### (2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは町内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

#### (3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書  
 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書  
 ○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

### 2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、南巨摩郡医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

### 3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するた

めの連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

## 第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----------------------

## 第24節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画

四囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

### 第1 実施責任者

死体の捜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には町長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

### 第2 行方不明者及び死体の捜索

#### 1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、町は町民部町民・国保班に相談窓口を設置し、南部、富士吉田各警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

#### 2 捜索活動

捜索活動は、町職員、消防団のほか南部、富士吉田各警察署に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の捜索中に死体を発見したときは、町本部及び関係警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

#### 3 捜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

### 第3 死体の検案

#### 1 検案の実施

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

#### 2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

### 第4 死体の収容、安置

#### 1 身元確認

関係警察署、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

#### 2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、寺院、公共建物又は公園等死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

### 3 死体の収容

(1) 本部長は死体処理票を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

資料編 ○死体処理票

(2) 町長（本部長）は埋・火葬許可証を発行する。

(3) 遺族その他の者より死体引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理のうえ引渡す。

## 第5 埋・火葬

1 遺体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

2 埋・火葬に付する場合は、埋・火葬台帳により処理するものとする。

資料編 ○埋・火葬台帳

### 3 埋葬の実施方法

(1) 火葬は、峡南衛生組合火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

名 称	所 在 地	連 絡 先
峡南衛生組合火葬場	身延町下田原2548	0556-42-2207
<u>南部アルカディア聖苑</u>	<u>南部町大和1633-1</u>	<u>0556-64-1033</u> <u>0556-64-8022 (組合南部支所)</u>

(2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

## 第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

## 第25節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

### 第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには町長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

### 第2 障害物除去の要領

#### 1 住宅障害物の除去

##### (1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

##### (2) 優先除去の決定

町は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

#### 2 道路等の障害物の除去

##### (1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、町所管の道路に障害物が堆積した場合または放置された場合は、速やかに県に報告するとともに、町指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

##### (2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

### 第3 実施方法

障害物の除去は、建設部公共土木・高速道路推進班が担当し、町内建設業者等に依頼し、速やかに実施する。

町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

### 第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積する

ものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

#### 第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----------------------

## 第26節 生活関連施設の応急対策計画

### 第1 上水道施設応急対策

環境上下水道部は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設簡易水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

#### 1 要員の確保

環境上下水道部が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

#### 2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

#### 3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

#### 4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

#### 5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

#### 6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ○身延町指定給水装置工事事業者一覧

### 第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

#### 1 要員の確保

環境上下水道部が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

#### 2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

#### 3 応急処置計画の策定

環境上下水道部は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

#### 4 非常時の汚泥処理計画の策定

環境上下水道部は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

環境上下水道部は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

**第3 電気施設応急対策**

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力の受電を要請する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画を立て実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

**第4 コミュニティーガス施設応急対策**

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要ときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

**第5 液化石油ガス施設応急対策**

- 1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売施設等は、安全点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要ときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

**第6 電気通信施設応急対策**

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話（株）山梨支店長が定める東日本電信電話（株）山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話（株）山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測される場合は、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて町内外発着信の通話規制措置を行い、重



要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

- ア 可搬型衛星通信地球局による途絶の解消（災害時用公衆電話（特設公衆電話）等、臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 可搬型中継系無線システムによる中継伝送路の応急復旧
- エ 非常用可搬型加入者線収容装置及び非常用可搬型電源装置による交換設備の応急復旧
- オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

## 第7 緊急施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

J R東海旅客鉄道（株）が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車の抑止、運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び町と関係機関に対して影響箇所を速やかに周知する。

また、復旧時期についても、県及び町と関係機関に情報の提供を行う。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施については、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査は速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

## 第27節 義援金品募集配分計画

被災者、被災施設等に対する地域社会からの義援金品の募集及び配分については、おおむね次により行うものとする。

### 1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・町・日本赤十字社県支部・共同募金会・町社会福祉協議会・報道機関その他

### 2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び町内外別に応じてその方法を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

### 3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

## 第28節 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

### 第1 県、他市町村長等への応援要請

県及び他市町村長等への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

### 第2 労働力の確保

1 鯉沢公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を策定する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 町長は、鯉沢公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

### 第3 災害応急対策求人

1 雇上げ方法

町長は、鯉沢公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

- (1) 職種別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

### 第4 その他

1 これら災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。

2 鯉沢公共職業安定所長は、第3の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について峡南地方連絡部長（峡南地域県民センター長）と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

## 第 2 9 節 自主防災組織等協力要請計画

災害時において、災害対策本部職員では人手が不足する災害場所では、地区奉仕団等の組織に応援協力を求め、その対策に万全を期するものとする。

### 第 1 奉仕団の協力要請

町長は、自治会等各組織の応援、協力が必要と認めるときは、組織の代表者を通じて協力を要請するものとする。

### 第 2 奉仕団の編成

奉仕団は、おおむね次の団体ごとに編成するものとする。

- 1 地域の自主防災組織
- 2 日本赤十字奉仕団
- 3 社会福祉協議会（災害ボランティア）
- 4 愛育会
- 5 その他

### 第 3 奉仕団の主な活動内容

- 1 炊出しその他災害救助の応援
- 2 簡易な清掃作業
- 3 簡易な防疫作業
- 4 災害対策用物資の輸送及び配分
- 5 軽易な作業及び事務

### 第 4 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、町長が奉仕団を管轄する部署（総務課、福祉保健課、教育委員会等）に要請して行うものとする。

### 第 5 自主防災組織の育成

災害時には、町、防災関係機関、住民が連携して活動することが被害を軽減する上で重要であるため、地域での共助の促進の観点から、住民、事業所等の自主防災組織の育成を強化するものとする。

### 第 6 町の役割

町は、地域内における各団体・組織の活動を促進するため、必要に応じて活動の支援に努める。

## 第30節 民生安定事業計画

### 第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

#### 1 被災者生活再建支援法の適用要件

##### (1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

##### (2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

#### 2 被災者生活再建支援金の支給条件

##### (1) 支給金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円

大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	35.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

## イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額(全壊、大規模半壊)		支給額(中規模半壊)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

## 3 町の事務

町は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 町名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

## 第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援事業

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成28年1月1日より、県・町が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度が運用されている。

## 1 適用要件

- (1) 対象となる自然災害  
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- (2) 対象となる被災世帯  
支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

## 2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一。

### 第3 中小企業金融対策

#### 1 融資

融資は、次のとおりである。

(令和2年11月現在)

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考		
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	被害を被った中小企業者 、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	被災救助法発動地域のうち、	既往貸付の残高に拘らず(直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内の据置期間を含む。)	担保及び保証人の徴求に当たっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市町村長の発行する災害証明書が必要		
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3) 代理店取扱1,500万円		各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。			普通貸付 10年以内の据置期間を含む。) 特別貸付 各融資制度に定められた期間内	1 直接被害者は原則として市町村長その他担当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金			定めなし		商工中金所定の利率。			設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)	
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策融資 (経済危機・災害復旧関係)	法令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内(1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内(1年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する被害証明書が必要		
	経済変動対策融資 (東日本大震災復興融資)			設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)		1.40%			設備資金 10年以内(2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内(2年以内の据置期間を含む。)	

#### 2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災

害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

(令和2年11月現在)

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む。）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金

(令和2年11月現在)

貸付対象	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等



	農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平成総収入の50%以上の者） に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	J A又は金融機関

### 3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

## 第6 災害救護資金等貸与計画

（令和2年11月現在）

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する罹災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費 （災害を受けたことにより臨時に必要な経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置き）	10年以内 （うち3年据置）	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子

実施機関	山梨県社会福祉協議会	身延町（県は全額町に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）	県
------	------------	-------------------------------	---

### 第7 リ災証明書の交付等

町は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書の交付体制等を確立し、被災者にリ災証明書の交付等を行う。

なお、リ災証明の発行に必要な住家の被災状況の調査を行う場合は、必要に応じて協定に基づき、応援を要請する。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

町は、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

資料編 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

### 第8 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

### 第9 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、町は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

なお、法律相談を行う必要性が生じたときは、協定に基づき山梨県弁護士会の協力により法律相談の受付を行うものとする。

資料編 ○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

## 第3 1 節 災害ボランティア支援対策計画

### 第1 災害ボランティアの受け入れ

町、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

### 第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。町及び町社会福祉協議会は県と連携をとりながら、活動に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、それぞれ互いに協力するものとする。

さらに、町、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。



## 第2章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

### 第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、共通編第2章による。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報等について

### 1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

### 2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内※1 でマグニチュード6.8 以上※2 の地震※3が発生</li> <li>○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※4 が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※58.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</li> <li>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50 km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を

見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40 km)では数ヶ月から1 年程度の間隔で、数日~1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているもの

と異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

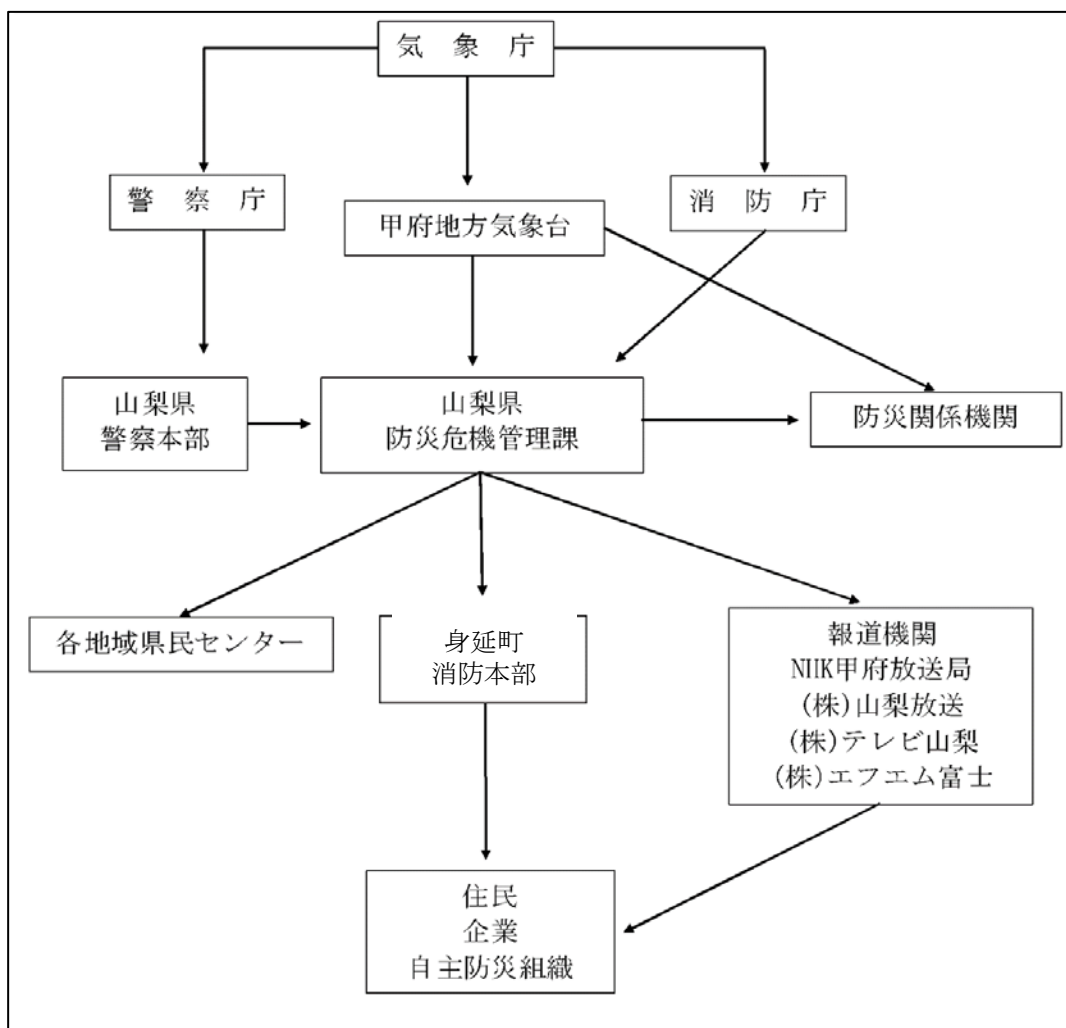
※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

#### 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認等 ○情報収集態勢 ・防災局職員2名＋宿日直職員【勤務時間外】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底等 ○災害対策本部態勢

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

(1) 町の広報活動

町は地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

さらに、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町、県及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南



海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難所の運営

本編第1章第11節（P322）による。

(6) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

ウ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

オ 放送

(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(7) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

(8) 交通

ア 道路

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(9)道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町は、道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際にとるべき防災行動をとり得るよう、職員等による適切な伝達方法を各施設が検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を職員等が併せて伝達するよう各施設が事前に検討すること。

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

c 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
  - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

b 無線通信機等通信手段の確保

c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

## (10) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。



## 第3章 災害復旧・復興対策計画

### 第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

#### 第1 災害復旧・復興対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、町内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

#### 第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川災害復旧事業計画
  - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
  - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
  - (4) 下水道災害復旧事業計画
  - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
  - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
  - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
  - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定に関する計画

### 第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

### 第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。